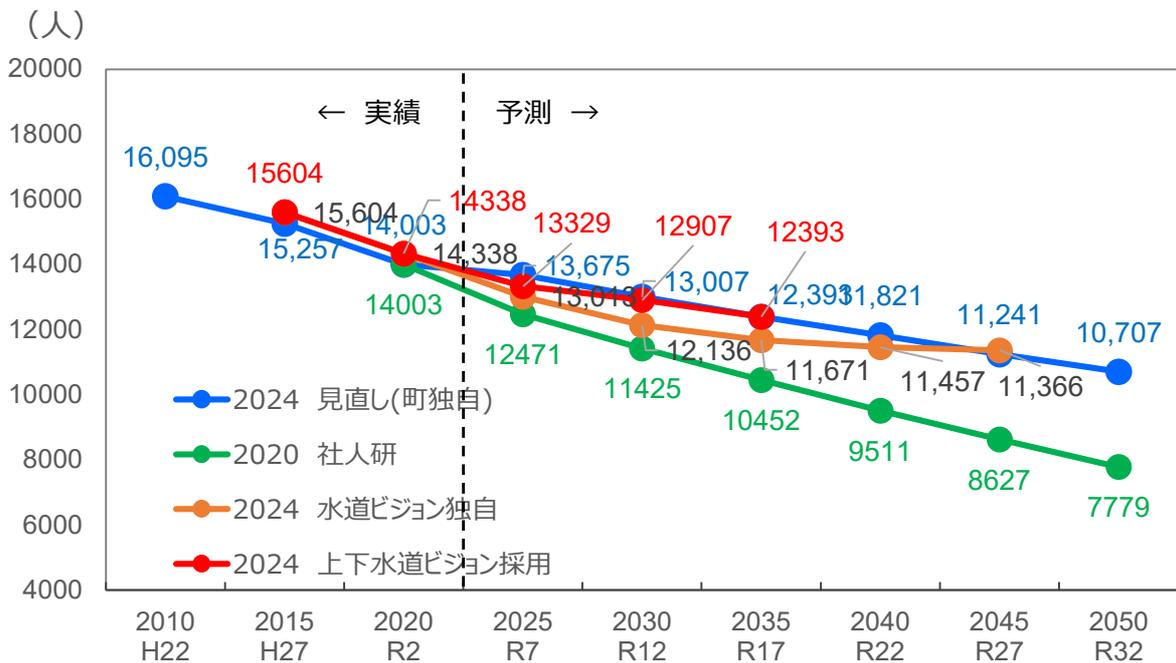


4.1 人口および水量予測

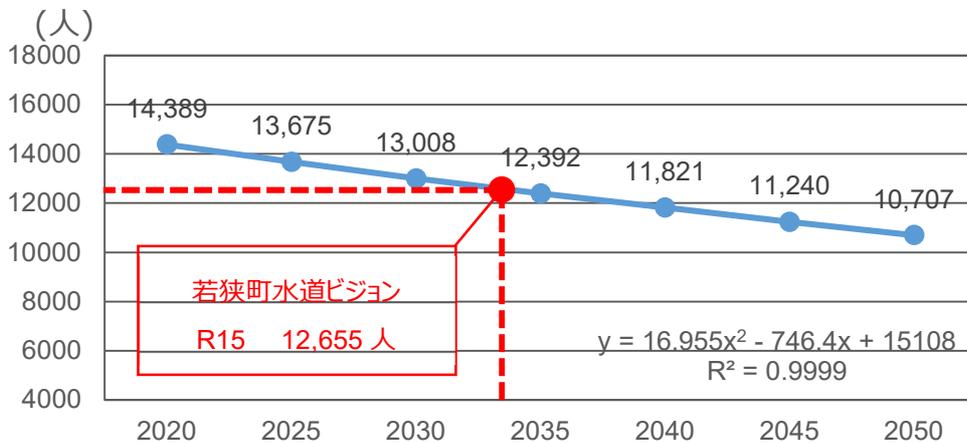
(1) 人口の予測

若狭町人口ビジョンの推計値（コーホート要因法）より、最も相関係数の高い直線式を採用し、計画期間最終年度である令和15年度の行政区域内人口を12,655人と設定しました（グラフ4-1～2参照）。

各年度の人口推計値については、直近実績値である令和5年度の実績値（13,499人）と計画期間最終年度である令和15年度推計値（12,655人）を直線補間しました。



グラフ4-1 若狭町行政区域内人口推計値



グラフ4-2 若狭町上下水道ビジョン推計値

(2) 上水道_水需要の予測

給水人口は、上水道および旧簡易水道事業単位でも人口推計を行い（若狭町行政区域内人口と整合性図る）、給水区域内人口に実績値を踏ふまえた計画給水普及率を乗じて設定しました（表4-1参照）

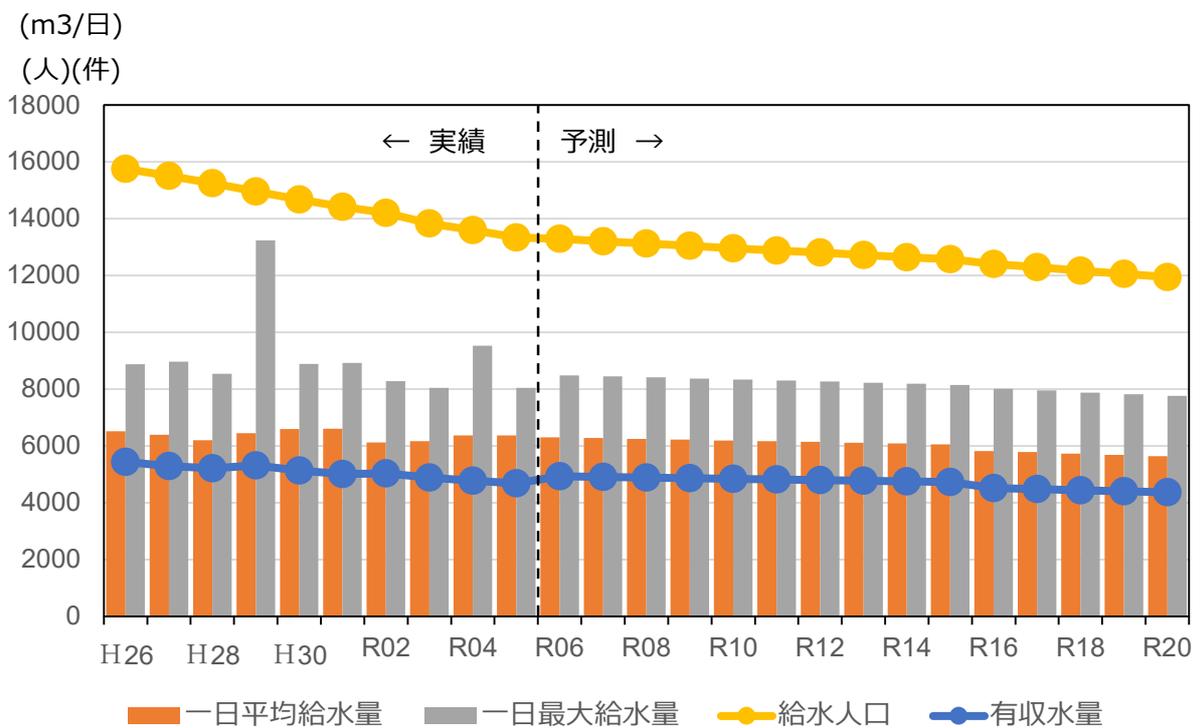
表4-1 地区別給水人口推計値

	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15
旧上水道	6,011	5,976	5,941	5,913	5,878	5,843	5,814	5,780	5,745	5,716
倉見	126	126	125	125	124	124	124	123	123	123
三十三	1,850	1,835	1,820	1,807	1,792	1,778	1,766	1,754	1,740	1,728
三方	3,445	3,427	3,409	3,391	3,373	3,359	3,342	3,325	3,308	3,294
向笠	217	215	213	211	209	207	206	205	204	203
田井	500	493	486	479	473	467	460	453	447	441
海越	141	140	140	139	139	139	139	138	136	135
世久見	117	117	116	115	114	113	112	111	110	109
食見	59	58	58	57	56	56	55	54	54	53
小川	142	140	138	136	134	132	130	128	126	124
神子	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90
常神	102	101	100	99	98	97	96	95	94	92
杉山	130	129	128	127	126	125	124	123	123	123
遊子	38	37	37	37	37	36	36	35	34	34
田烏	314	312	310	309	309	308	308	308	308	308
計	13,291	13,204	13,118	13,041	12,957	12,878	12,805	12,724	12,643	12,573

若狭町内の水使用形態は、地区ごとに大きく異なっています（観光、漁業、農業など）。そのため推計は、旧水道事業単位で過去10年の用途別（生活用、業務・営業用、工場用、その他）水量実績にもとづき行いました。用途別でそれぞれ相関係数の高い時系列推計式を採用し、これに給水人口を乗じて有収水量を算出しています。

一日平均給水量は、有収水量を有収率（実績値の平均値を採用）で除して算出しています。

一日最大給水量は、一日平均給水量を負荷率（実績値の平均値を採用）で除して算出しています。



グラフ4-3 若狭町水道事業 水需要予測

表4-2 若狭町水道事業 計画一日平均給水量

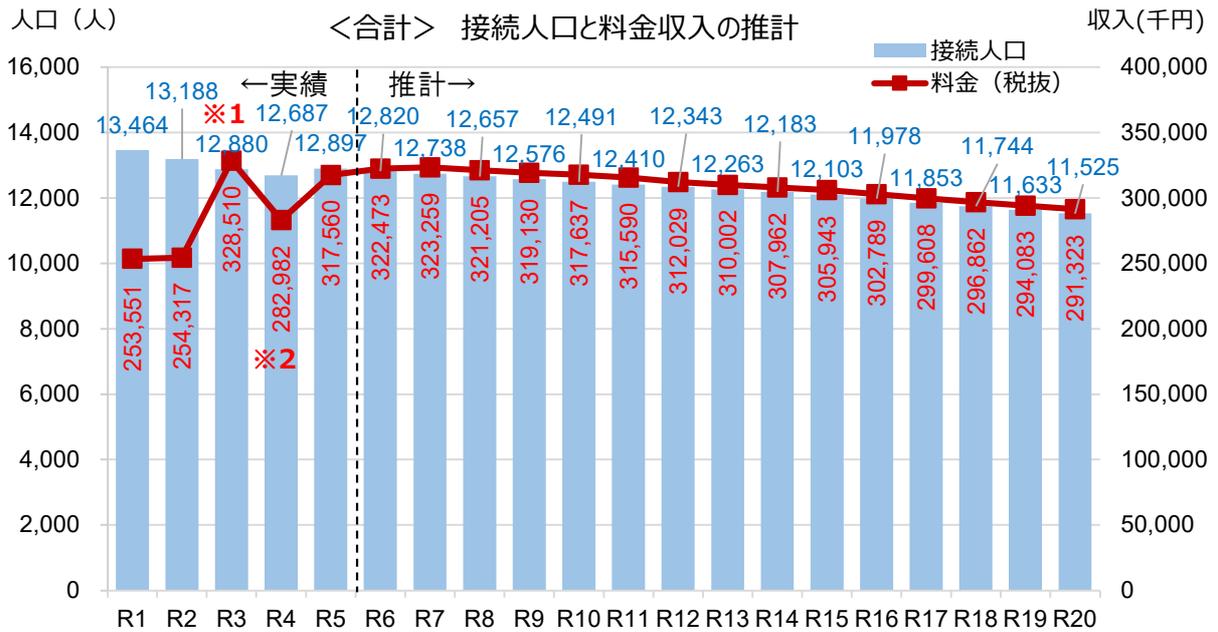
	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15
計	6,305	6,278	6,250	6,220	6,194	6,168	6,142	6,110	6,085	6,058

表4-3 若狭町水道事業 計画一日最大給水量

	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15
計	8,487	8,452	8,412	8,371	8,336	8,302	8,269	8,224	8,189	8,151

(3) 下水道_接続人口および料金収入の推計

接続人口、使用料収入共に令和20年度において令和5年度比89%にまで減少(約▲10%)する見込みです。



グラフ 4-4 下水道事業全体の接続人口と料金収入の推計

※1：令和3年度の使用料見直し(料金改定)により、使用料(収入)が増加

※2：令和4年度は、公営企業会計への移行に伴う打ち切り決算により、使用料が減少(令和5年度より公営企業化)

4.2 上水道 実現施策

安全

水質管理の徹底

引き続き、安全な水を供給するため、水道施設の適切な維持管理を実施し、水質基準に適合した水を供給していきます。

特に河川表流水を水源とする熊川浄水場、松尾山浄水場では、台風や降雨時に水質が大きく変動するため、原水水質に応じた浄水処理（薬品注入）、水質状況に応じた取水停止など想定されるリスクへの対策を「水安全計画」を策定し、関係機関（河川管理者）および地域住民と情報共有を図ることが有効な手法と考えています。

老朽化した浄水施設を抱える地区、今後、水源水質悪化が懸念される地区については、安全・安心な水を他地区から受水するなど、費用対効果を確認し、若狭町水道事業全体としての水運用見直しを図っていきます。



天増川水源

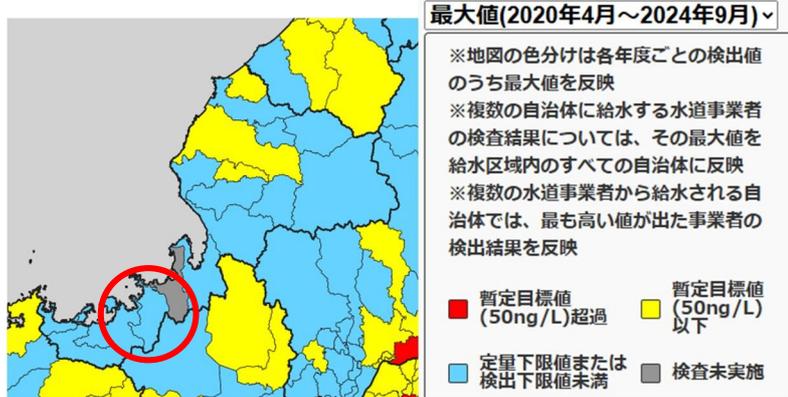


串小川水源

また、有機フッ素化合物（PFAS）が全国の河川、地下水等の水環境で検出されるようになり、令和2年度より、PFOS 及び PFOA を水質管理目標設定項目（暫定目標値 50ng/L）に位置付けされ、令和8年4月からは水質基準項目になる見通しです。

令和5年度の検査で若狭町では検出されていませんが、水源水質の変化だけでなく水源環境についても常に監視しつつ、環境省および関係機関が発信する情報を速やかに若狭町水道事業水質検査計画に反映させていただきます。

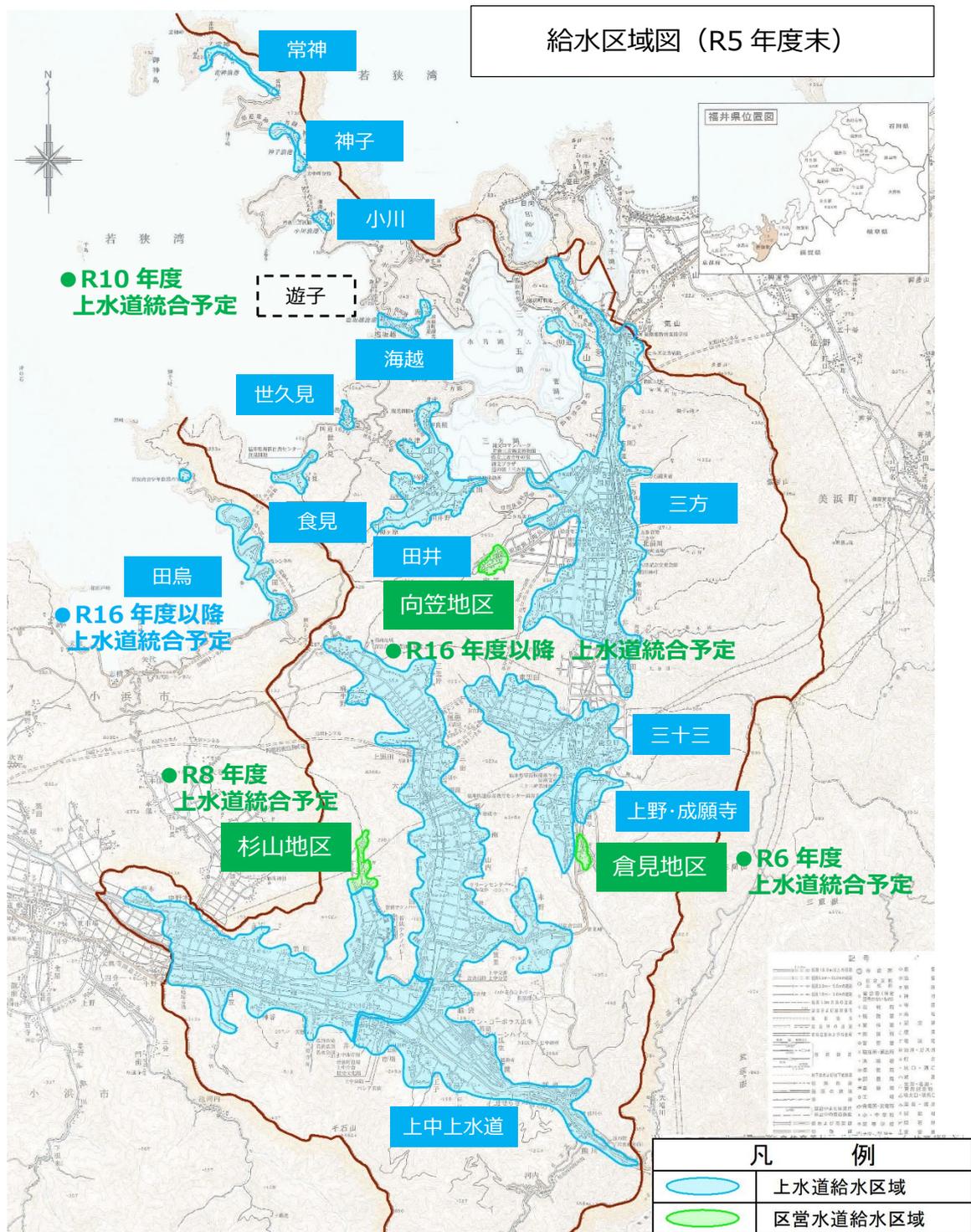
※水道水の PFAS 検出状況マップ（NHK 公表）



安全

区営、未普及地域の解消

区営水道施設（3地区）および未普及地域（1地区）の上水道統合スケジュールは次の通りです。若狭町上水道給水区域の全エリアに対して、将来にわたって安心して安全な水の供給を確実に実施致します。



強靱

施設耐震化（老朽化施設の更新）

① 熊川浄水場

熊川浄水場は、昭和 51 年度から供用を開始し、約 50 年が経過しています。平成 30～令和元年度に老朽化した急速ろ過設備の大規模修繕工事を実施し、その修繕工事に向けて仮設ろ過装置を平成 29 年度に整備済みです。一方で、上屋や浄水池等の構造物は耐用年数を残していますが、老朽化が著しく、漏水の懸念や耐震機能を保有していないなど、基幹浄水場として対策が必要な状況にあります。



沈殿池



中央監視設備

② 松尾山浄水場

松尾山浄水場は、昭和 62 年度から供用を開始し、38 年が経過しています。上屋や浄水池等の構造物は耐用年数を残していますが、急速ろ過設備、中央監視設備は老朽化に伴い、更新工事を行う必要があります。



強靱

バックアップ施設の整備

若狭町水道事業の基幹浄水場のうち、特に浄水処理能力が大きい浄水場について、バックアップ施設として新たに水源（地下水）を求め、既設水源水質悪化時、浄水設備故障時の安定供給を目指します。

本ビジョンでは新たに熊川浄水場、野木水源のバックアップ施設を求める計画を追加しています。

施設統廃合計画

- ① 松尾山浄水場…横渡水源および横渡ポンプ場整備（整備中）
- ② 熊川浄水場…新規水源開発（地下水）および1号配水池への送水ポンプ場整備
- ③ 野木水源…新規水源開発（地下水）および4号配水池への送水ポンプ場整備

(1) 松尾山浄水場バックアップ施設整備概要

事業スケジュール：令和6年度から工事予定

	浄水処理能力	浄水処理方法	水源種別
①松尾山浄水場	Q=2,530m ³ /日	急速ろ過	表流水
	Q=1,440m ³ /日	塩素滅菌のみ	地下水（深井戸）
	Q=2,540m ³ /日	塩素滅菌のみ	地下水（新規）

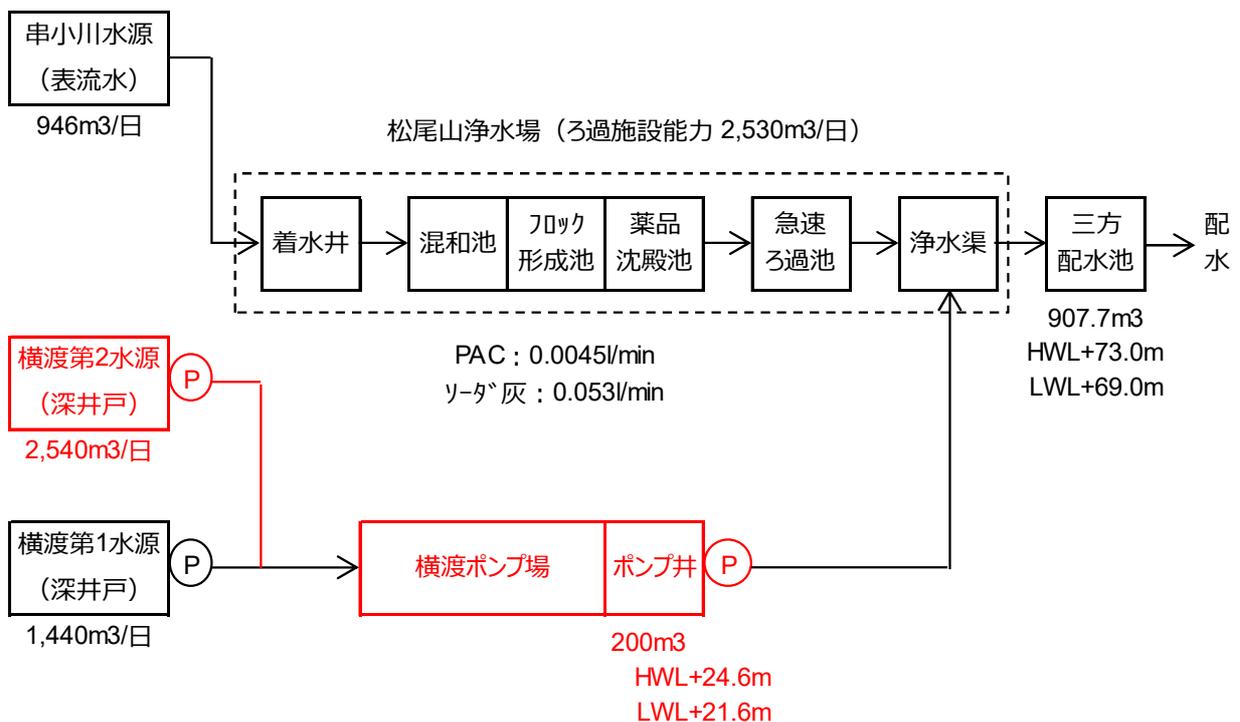


図 4-1 松尾山浄水場バックアップ施設整備 概略フロー図

(2) 熊川浄水場バックアップ施設整備概要

事業スケジュール：令和8年度から工事予定

	浄水処理能力	浄水処理方法	水源種別
②熊川浄水場	Q=1,640m ³ /日	凝集沈殿+急速ろ過	表流水
	Q=2,410m ³ /日	膜ろ過	ダム水(将来)
	Q=2,400m ³ /日	塩素滅菌のみ	地下水(新規)

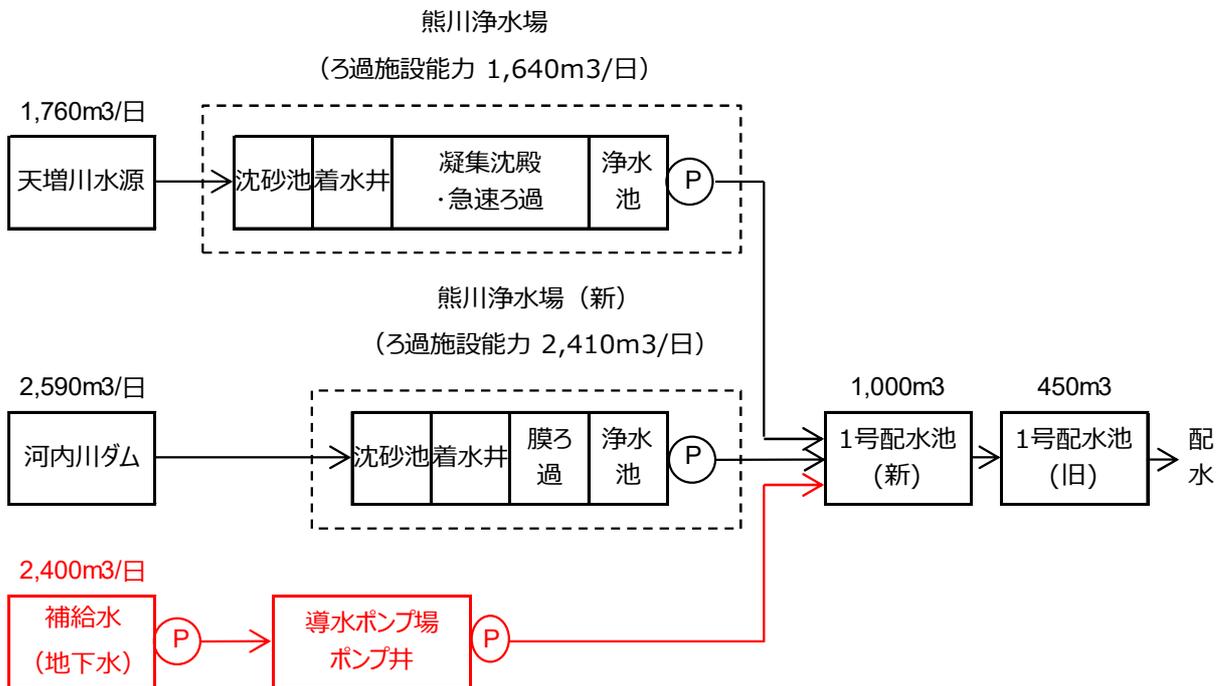


図 4-2 熊川浄水場バックアップ施設整備 概略フロー図

(3) 野木水源バックアップ施設整備概要

事業スケジュール：令和10年度から工事予定

	浄水処理能力	浄水処理方法	水源種別
③野木水源	Q=2,200m ³ /日	塩素滅菌のみ	地下水(浅井戸)
	Q=2,200m ³ /日	塩素滅菌のみ	地下水(新規)



図 4-3 野木水源バックアップ施設整備 概略フロー図

- ② 杉山地区水道施設統合整備事業（上水道4号配水系に統合）
令和6年度より工事着手予定です。

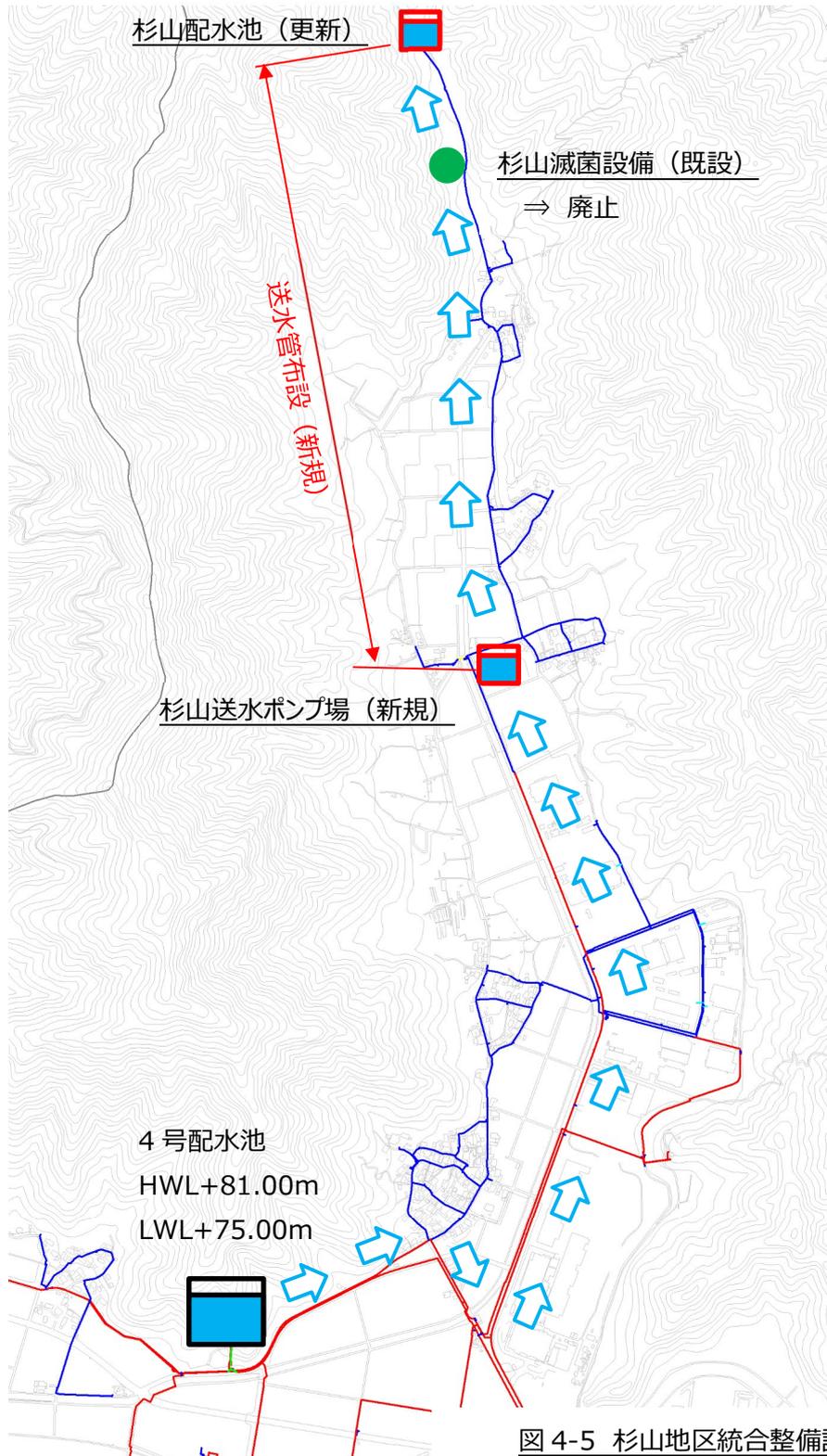


図4-5 杉山地区統合整備計画概要図

- ③ 西浦地区水道施設統合整備事業（神子地区、常神地区水道施設を小川地区に統合）
令和7年度より工事着手予定です。

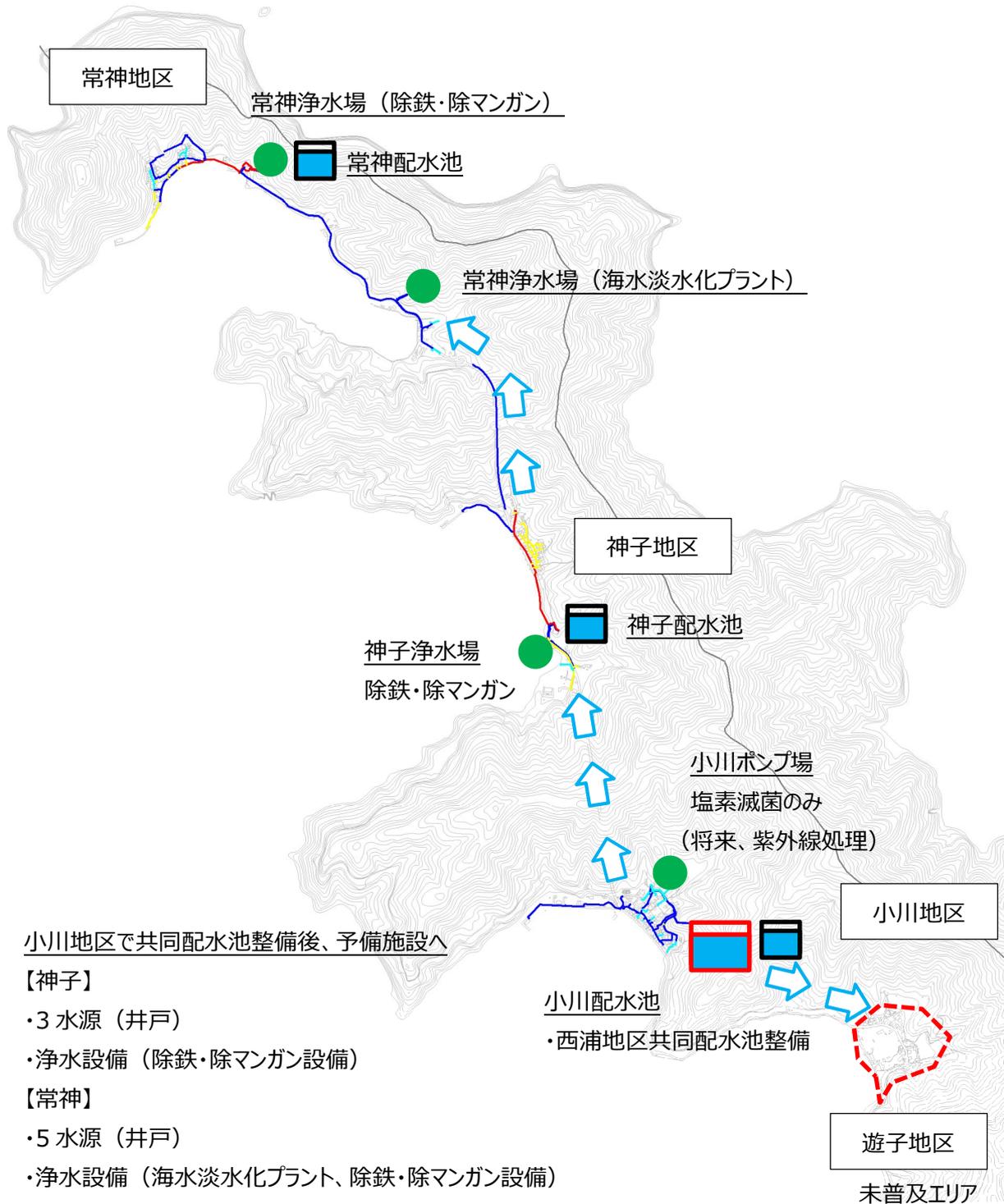


図4-6 神子・常神・小川送水計画概要図

- ④ 世久見地区水道施設統合整備事業
令和9年度より工事着手予定です。

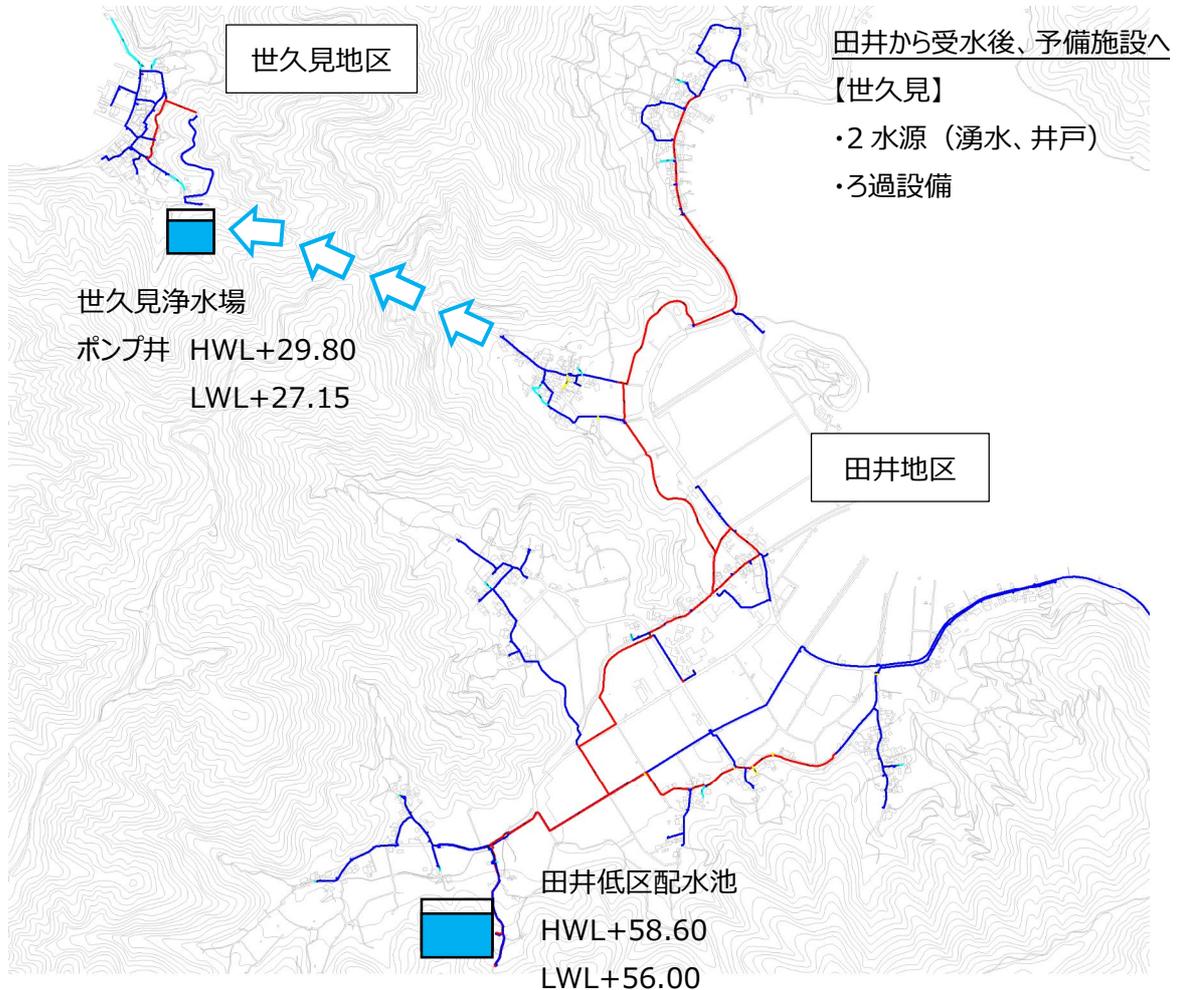


図 4-7 世久見送水計画概要図

■ 検討結果まとめ

増圧ポンプ…不要（管網計算結果より）

送水管口径…φ75（送水量 $Q=107\text{m}^3/\text{日}$ の場合）

その他…田井低区配水エリアにおいて、現状管網で火災時に負圧となる箇所があり、対策（増径φ75→φ100）が必要である。

(2) 料金改定

水道事業の「独立採算性の原則」を基本におきつつ、社会情勢および若狭水道事業状況の変化を見定めながら、その都度、料金の妥当正および料金改定の必要性について審議していきます。

水道料金の算定方法は、総括原価方式であり、原価、支払い利息および資産維持費の合計額が料金総収入額と等しくなるように料金を設定することが基本です。

今回のビジョンでは資産維持費を含めた総括原価方式による水道料金を行っていませんので、次回ビジョンで、現行料金の妥当性確認および適切な水道料金設定を検討する予定です。



総括原価 = 営業費用 + 資本費用

営業費用…既存の水道施設を維持管理していくために必要とされる費用

⇒人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費

資本費用…支払い利息および資産維持費

独立採算性の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定などの促進について（令和5年7月6日 厚生労働省通知）

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要がある（法第14条第2項第1号）。同号に係わる技術的細目（規則第12条）として、**地方公共団体が水道事業を経営する場合、水道料金の設定基礎には、資産維持費を含める必要があると規定**されている。なお、資産維持費の定義は平成30年改正水道法において「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」と定められた。

持続

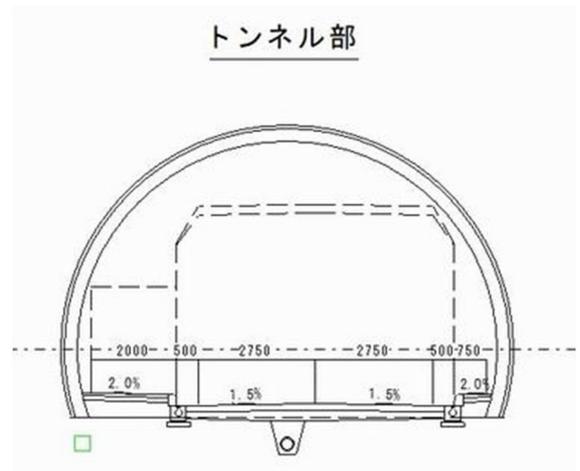
合理的な施設整備

関係機関との密な連携を図り、事業費のコスト縮減を狙った施設整備を進めます。

① 遊子地区配水管整備

水道未普及地域である遊子地区への配水管整備は、福井県が事業実施する一般県道常神三方線の道路改良工事「小川トンネル（仮称）整備」にあわせて実施します。

現況道路（海岸沿い道路）に配水管を整備する場合と比べ、配水管整備延長は 1,800mから 1,250mと約 550m 短くなり、土工事、舗装工事も含めたコスト縮減が期待できます。



- 箇所 三方上中郡 若狭町 小川～遊子 （下記地図をご参照ください）
- 計画延長 1, 2 2 0 m
- 計画幅員 総幅員 9. 2 5 m、車道幅員 5. 5 m
- 主要構造物 トンネル 1, 0 0 7 m

（出典：福井県 HP より）

② 世久見送水計画

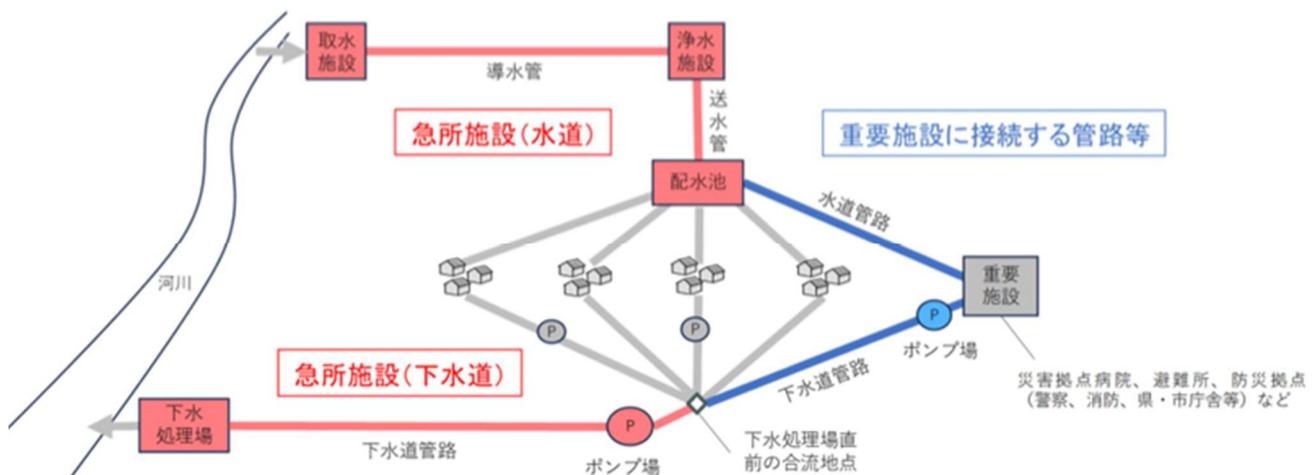
田井から世久見地区への送水計画は、農業集落排水施設整備構想と整合性を図り、世久見トンネル内に上下水道管を同時埋設（並列埋設）する計画です。

土工事、舗装工事などコスト縮減が期待できます。

③ 重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化

「上下水道耐震化計画（令和7年1月作成）」に基づき、上水道と一体で重要路線および急所施設の耐震化を目指します。

上下水道耐震化計画とは、対策が必要となる上下水道の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するために策定するもので、国土交通省より水道と下水道管理者に対して策定を要請されたものです。



計画では、避難所等の重要施設を若狭町三方庁舎、若狭町上中庁舎、リブラ若狭、歴史文化課としていますが、老朽化施設の更新、施設統廃合整備を優先的に進め、急所施設である取水施設、浄水施設および配水池の耐震調査及び耐震化に取り組み、その後、重要施設の管路耐震化を進めていく長期的計画としています。

環境

有収率の向上（漏水調査の実施）

有収率は、水道施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。

有収率低下の大きな要因である漏水を減らすため、漏水調査を実施し、経費削減ならびに漏水によって発生する道路陥没等の二次的災害防止を目指します。

漏水調査については、従来の人力による調査を外部委託している状況ですが、人工衛星画像解析による漏水管理が国内事業者で採用実績を伸ばしています。費用対効果を確認しながら、DX および AI 技術を活用した漏水調査の導入を検討する必要があります。



水道管破損による漏水による道路陥没状況

環境

水源保護活動、環境教育の実施

全国名水百選「瓜割の滝」、近畿一美しい川「北川」など全国に誇れる水資源をはじめ、若狭湾国定公園に指定された三方海中公園、国の名称でありラムサール条約登録湿地である「三方五湖」など、森と里地、里山、川、湖そして海に囲まれた自然豊かな若狭町は、第二次総合計画（中期基本計画）においても政策目標 6「自然・文化を楽しみ幸せとともに未来へ引き継ぐまちへ」で「豊かな自然環境の保全・活用」を掲げています。

特に水道事業で重要な水源環境を守るため、地域全体で森林環境の保全、北川、はず川の保全を進めながら、町民一人一人の生活の認識を高める環境学習として水道施設見学の実施を継続して行います。



熊川浄水場施設 見学状況



熊川水管橋架設工事 見学状況

4.3 下水道 実現施策

安全 下水道処理施設等の水質管理体制の充実

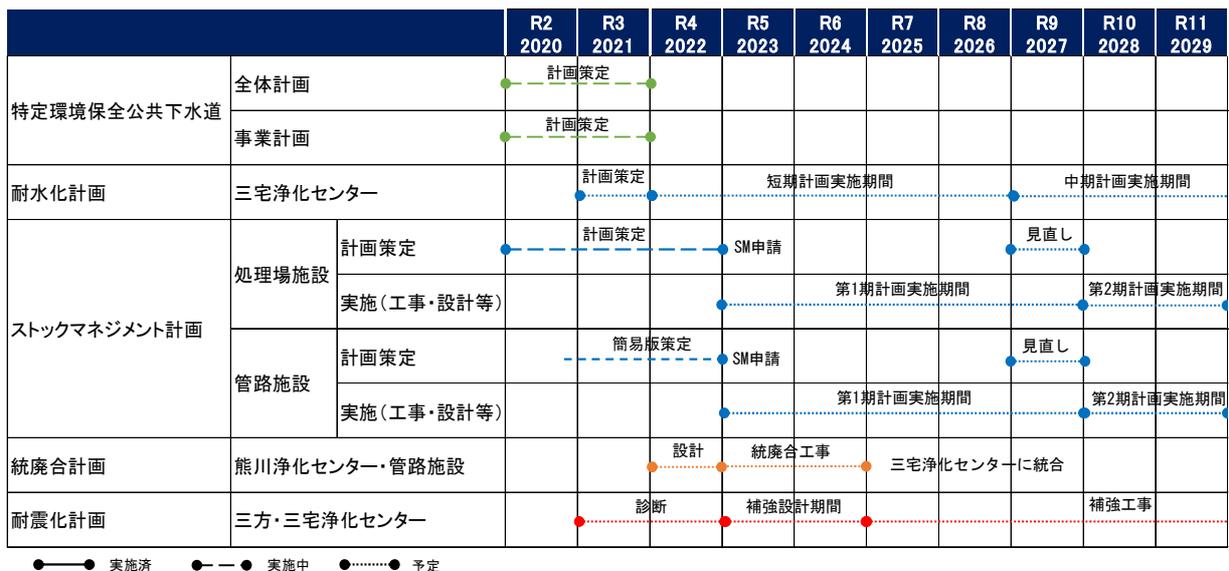
- ① 流入、放流水の水質等の監視を強化するとともに、必要に応じて、高度処理化に対応した維持管理を行っていきます。特に、処理水の放流先が湖沼等の閉鎖性水域で処理水質の規制が厳しい場合には、富栄養化の原因となる窒素やリンを除去する方法を採用していきます。

強靱 施設耐震化（老朽化施設の更新）

- ① 管路更新等施設の更新、新設時には、耐震性能を有する管種、継手等を必要に応じて使用することで耐震化を推進し、災害に強い施設の環境をつくります。

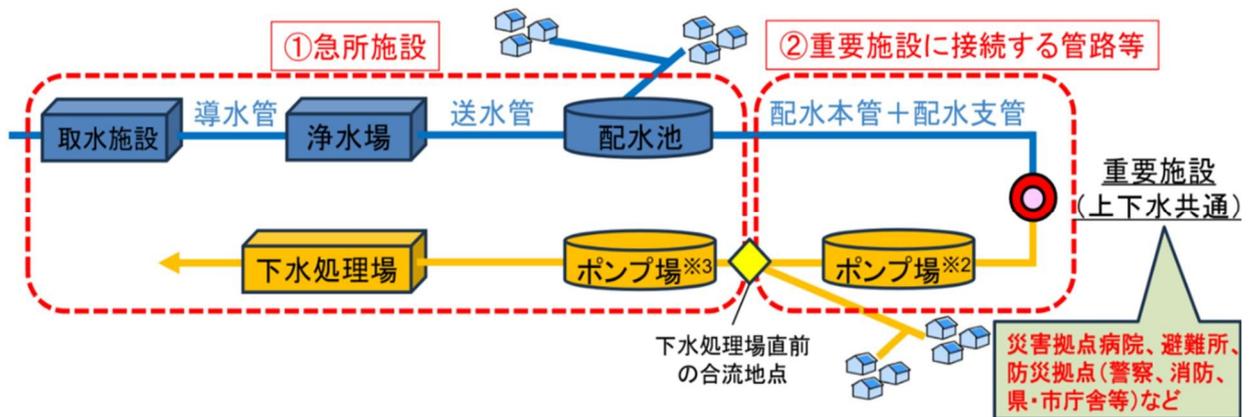
【災害への備え】

令和6年1月に発生した能登半島地震など、直近においても全国的に地震や豪雨等様々な災害が発生しており、災害への対応策が求められています。公共下水道事業においては、これらの災害に対応するために令和2～4年度に耐震化計画や耐水化計画を策定しており、ストックマネジメント計画と合わせて対策工事を実施していきます。



(出典) 令和3年度 若狭町公共下水道事業終末処理場点検・調査業務委託

【上下水道一体的な耐震化】



「上下水道耐震化計画（令和7年1月作成）」に基づき、上水道と一体で重要路線および急所施設の耐震化を目指します。

上下水道耐震化計画とは、対策が必要となる上下水道の急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するために策定するもので、国土交通省より水道と下水道管理者に対して策定を要請されたものです。

計画では、避難所等の重要施設を若狭町三方庁舎、若狭町上中庁舎、リブラ若狭、歴史文化課としていますが、処理区の統廃合整備を優先的に進めているため、避難所等の重要施設の耐震性能確保済み施設は令和5年度時点ありません。本町としては、まず、処理区の統廃合整備を進めつつ、急所施設である処理場の耐震調査及び耐震化に取り組み、長期的な計画になりますが次に重要施設の管路の耐震化を進めていくことを計画しています。

強靱

施設管理（危機管理）体制の充実

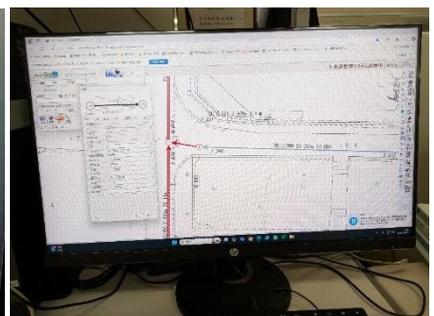
- ① 集中管理システムにより、マンホールポンプ等の異常時の管理体制を強化します。
- ② 管口カメラ等を活用した日常点検の拡充により、老朽・破損箇所等の早期の発見、修繕を行い、不明水等の流入を抑えます。



＜中継ポンプ・処理場の監視システム＞



＜中継ポンプより高水位や故障通報あり＞



＜管路図のシステム管理＞

持続

健全な事業運営（適切な料金設定）

- ① 将来を見据えた適正な料金設定により自己財源の確保を図ります（使用料の見直し）。
- ② 自己財源を有効活用し、企業債発行額を抑え、支払利息の負担軽減を図ります。
- ③ お客様ニーズの対応や業務の効率化、技術の継承を踏まえ、適正な人員配置に努めます。
- ④ 各種研修会等への参加により、知識取得や技術水準向上を目指します。
- ⑤ 財源の確保及び公平性の確保の観点から、料金徴収業務を強化します。

持続

施設の効率化（統合）、老朽化施設の更新

- ① 施設の整理統合や効率的な運用等を検討し、進めます（広域化・共同化・最適化）。
- ② 長寿命化に向けた整備計画を策定し、施設の更新、整備を実施していきます（ストックマネジメント計画等に基づき、定期的な事業の見直しを行い、事業費の平準化を図ります）。

持続

住民との協働と民間活力等の導入

- ① 下水道事業の情報を広報誌、ホームページ、各種イベント等による広報活動を通じて、分かりやすく伝えていきます。
- ② 下水道が身近な存在であることを実感してもらうため、施設見学会等を開催します。
- ③ クリーンますの定期的な清掃や点検等、住民の財産である上下水道施設を住民みんなで守っていく取り組みを実施していきます。
- ④ 住民にとって重要なインフラである上下水道事業は、自治体が責任をもって実施していく事業と認識した上で、事業の効率化を図るため、職員が行うべき業務と、外部に委託できる比較的定型的な業務とを整理するとともに、民間的経営手法の導入を図っていきます（国では「管理更新一体マネジメント方式」の導入拡大を進めています。本町では、まず情報を収集し、メリット・デメリットを整理しながら、導入等に関して検討を行っていきます）。



＜施設の見学状況＞



＜施設の見学状況＞

環境 資源の有効活用

- ① 下水処理場で発生する汚泥を製品の原料として活用する民間企業へ搬出し、有効的に利用します。
- ② 最適化により廃止となった処理施設について、処理場以外（倉庫・防災等）の使用を検討し、有効的に活用します。

環境 環境対策の推進

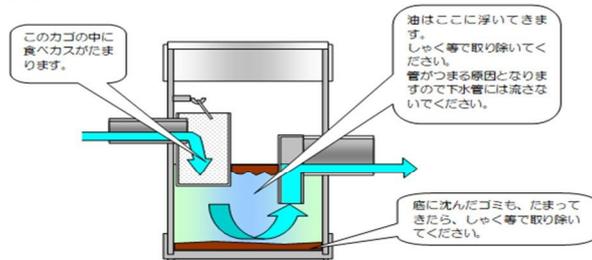
- ① 下水処理場の更新等の際には、高効率電動機等の環境を配慮した機器を導入し、温暖化防止を推進します。
- ② 下水処理場では、汚水ポンプや送風機等機器の効率的な運転を実施します。

日常の心掛け

	日常の注意	流してはいけない物
宅内配管	むやみにフタを開けないようにしてください。 子供がイタズラしないようご注意ください。 車をマスの上においたままにしないでください。 クリーンマスの清掃を定期的におこなってください。	土砂、油、雪、雨水
台所	多量の油、食ベカス等は流さないでください。 油煙はできるだけ新聞紙等でふき取ってください。 三角コーナー等を設置してください。	食用廃油（サラダ油等）、食ベカス 多量の酒、ビール、醤油、みぞ汁等 キッチンペーパー
トイレ	解けにくい紙（トイレクリーナー・テッシュペーパー等）は流さないでください。 使用後は適量の水を流してください。	トイレクリーナー、テッシュペーパー、 生理用品、紙おむつガム、 タバコの吸い殻
風呂	毛髪は目目で取り除いてください。 色つきの入浴剤はできるだけ使用しないでください。 （正確な水質管理ができなくなるため。）	毛髪、色つきの入浴剤
洗濯機	無リン洗剤を使用してください。 服に付いたドロ等は、事前にとってから洗濯してください。 糸くず等は糸くずフィルターで取り除いてください。	有リン洗剤、糸くず、ドロ水

クリーンマスのしくみ

台所からの排水にはクリーンマスが取り付けられています。
このマスは、台所からの排水から、食ベカスや油を取り除く物です。
たまりすぎると、宅内排水管が詰まったりするので、定期的な掃除してください。（月1回以上）
取り除いた物は、絶対に下水管に流さないでください。（畑に埋めるか、燃えるゴミとして出して
ください）



クリーン樹の掃除方法（一般家庭用）



若狭町上下水道課・若狭町下水道施設管理組合

5.1 上水道 事業整備計画

「安全」、「強靱」、「持続」および「環境」に基づく8つの施策方針を実現するため、上中エリア、三方エリアそれぞれで、重要度、優先度を考慮し、事業整備計画を策定しました。

(1) 整備計画の期間

令和6年度～令和15年度（全体構想は令和20年度まで）

(2) 概算事業費

本ビジョン計画期間である令和6年度～令和15年度の総事業費は4,754,642千円（税込み）です。

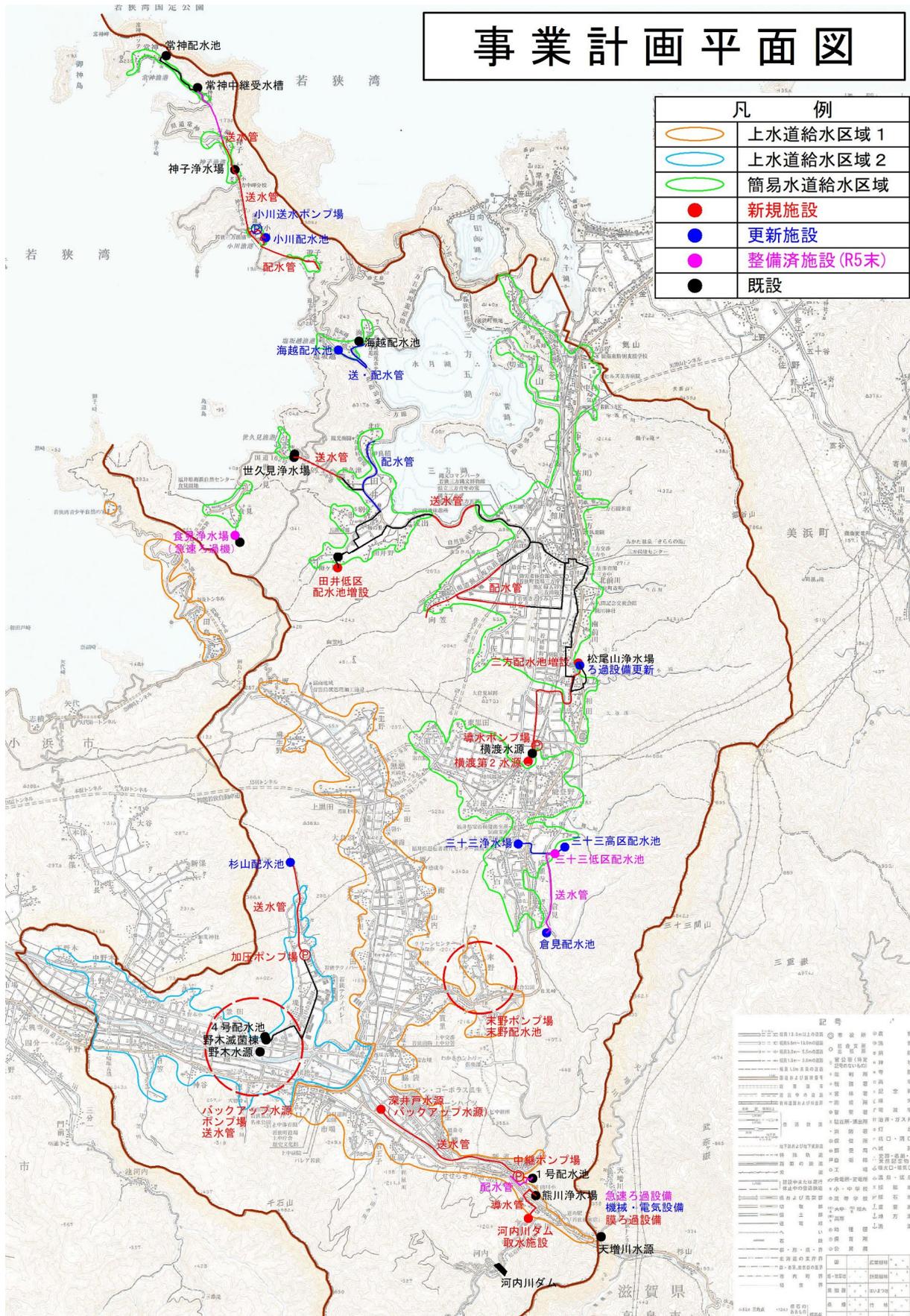
単位：千円

区分	上中	三方	合計
上水道	2,365,210	2,389,432	4,754,642

(3) 事業整備計画

全体構想を含む事業整備計画ならびに事業スケジュールを次ページ以降に示します。

事業計画平面図



凡 例	
	上水道給水区域 1
	上水道給水区域 2
	簡易水道給水区域
	新規施設
	更新施設
	整備済施設 (R5末)
	既設

記号	
	半径1.5km以内給水区域
	半径3.0km以内給水区域
	半径4.5km以内給水区域
	半径6.0km以内給水区域
	半径7.5km以内給水区域
	半径9.0km以内給水区域
	半径10.5km以内給水区域
	半径12.0km以内給水区域
	半径13.5km以内給水区域
	半径15.0km以内給水区域
	半径16.5km以内給水区域
	半径18.0km以内給水区域
	半径19.5km以内給水区域
	半径21.0km以内給水区域
	半径22.5km以内給水区域
	半径24.0km以内給水区域
	半径25.5km以内給水区域
	半径27.0km以内給水区域
	半径28.5km以内給水区域
	半径30.0km以内給水区域
	半径31.5km以内給水区域
	半径33.0km以内給水区域
	半径34.5km以内給水区域
	半径36.0km以内給水区域
	半径37.5km以内給水区域
	半径39.0km以内給水区域
	半径40.5km以内給水区域
	半径42.0km以内給水区域
	半径43.5km以内給水区域
	半径45.0km以内給水区域
	半径46.5km以内給水区域
	半径48.0km以内給水区域
	半径49.5km以内給水区域
	半径51.0km以内給水区域
	半径52.5km以内給水区域
	半径54.0km以内給水区域
	半径55.5km以内給水区域
	半径57.0km以内給水区域
	半径58.5km以内給水区域
	半径60.0km以内給水区域
	半径61.5km以内給水区域
	半径63.0km以内給水区域
	半径64.5km以内給水区域
	半径66.0km以内給水区域
	半径67.5km以内給水区域
	半径69.0km以内給水区域
	半径70.5km以内給水区域
	半径72.0km以内給水区域
	半径73.5km以内給水区域
	半径75.0km以内給水区域
	半径76.5km以内給水区域
	半径78.0km以内給水区域
	半径79.5km以内給水区域
	半径81.0km以内給水区域
	半径82.5km以内給水区域
	半径84.0km以内給水区域
	半径85.5km以内給水区域
	半径87.0km以内給水区域
	半径88.5km以内給水区域
	半径90.0km以内給水区域
	半径91.5km以内給水区域
	半径93.0km以内給水区域
	半径94.5km以内給水区域
	半径96.0km以内給水区域
	半径97.5km以内給水区域
	半径99.0km以内給水区域
	半径100.5km以内給水区域

第5章

事業整備計画

上中

事業スケジュール

		安全	強靱	持続	環境	H36 R6	H37 R7	H38 R8	H39 R9	H40 R10	H41 R11	H42 R12	H43 R13
全体	経営戦略・ビジョン					---					---		
	事業認可申請						---						
上水道	ダム水系	取水施設 (ダム水)											
		導水管 (取水施設～浄水場)											
		熊川浄水場 (膜ろ過)											
		送水管 (浄水場～第1配水池)											
		熊川浄水場 (急速ろ過)											
	1号配水系	井戸水源・送水設備					---		---				
		井戸送水管					---		---				
		熊川浄水場 送水設備					---		---				
		熊川地区 送・配水管 水管橋 新道大橋,熊川水管橋					---						
		配水管 水管橋_瓜生橋										---	
		配水管 水管橋撤去_綿屋橋					---	---					
		配水管 新規拡張					---						
		配水管 老朽管更新					---	---	---	---	---	---	
		末野 送水ポンプ場											
		末野 送水管_P場～配水池											
		末野 末野配水池											
		末野 給水増圧ポンプ											
		配4号水系	水源 (井戸)・送水設備					---				---	
	老朽管更新										---	---	
		消火栓					---	---	---	---	---	---	---
		用地取得							---	---			
	旧簡易水道 杉山	送水ポンプ場_機械電気設備					---	---					
		送水管_送水P場～杉山配水池					---						
杉山配水池						---	---						
用地取得													

第5章

事業整備計画

凡 例	
	: 業務委託
	: 工事

		安全	強靱	持続	環境	H44 R14	H45 R15	H46 R16	H47 R17	H48 R18	H49 R19	H50 R20	H51 R21		
全体	経営戦略・ビジョン														
	事業認可申請														
上水道	ダム水系	取水施設 (ダム水)													
		導水管 (取水施設～浄水場)													
		熊川浄水場 (膜ろ過)												R22 予定	
		送水管 (浄水場～第1配水池)												R22 予定	
		熊川浄水場 (急速ろ過)													
	1号配水系	井戸水源・送水設備													
		井戸送水管													
		熊川浄水場 送水設備													
		熊川地区 送・配水管 水管橋 新道大橋,熊川水管橋													
		配水管 水管橋_瓜生橋													
		配水管 水管橋撤去_綿屋橋													
		配水管 新規拡張													
		配水管 老朽管更新													
		末野 送水ポンプ場													
		末野 送水管_P場～配水池													
		末野 末野配水池													
		末野 給水増圧ポンプ													
	4号配水系	水源 (井戸)・送水設備													
		老朽管更新													
		消火栓													
		用地取得													
	旧簡易水道	杉山	送水ポンプ場_機械電気設備												
送水管_送水P場～杉山配水池															
杉山配水池															
用地取得															

第5章

事業整備計画

三方

事業スケジュール

		安全	強靱	持続	環境	H36 R6	H37 R7	H38 R8	H39 R9	H40 R10	H41 R11	H42 R12	H43 R13
全体	経営戦略・ビジョン					---					---		
	事業認可申請						---						
旧簡易水道	三十三	浄水場ポンプ井_更新								---	---	---	
		送配水管					---	---					
		低区配水池_更新					---						
		高区配水池_増設					---						
		送水管_低区配水池～倉見配水池					---						
		倉見配水池_更新					---						
	三方	老朽管更新					---	---	---	---			
		横渡導水ポンプ場					---	---					
		松尾山浄水場_ろ過設備更新					---			---	---		
		松尾山配水池_増設											
		配水管_三方～向笠					---						
		新規配水管拡張					---						
	西田	老朽管更新					---					---	---
		田井低区配水池_増設											
		世久見送水管_田井低区～P井											
		海越送水管_浄水場～配水池								---	---		
		海越配水管_配水池～主配水管								---	---		
		海越配水池_更新								---	---		
旧簡易水道	西浦	老朽管更新										---	---
		小川水源・導水管					---	---					
		小川送水ポンプ場					---	---					
		小川配水池_増設					---	---	---				
		神子水源中継ポンプ井_漏水補修							---				
		神子配水池_漏水補修							---				
		送水管					---	---	---				
		配水管_共同配水池～遊子								---	---		
	老朽管更新										---	---	
消火栓					---	---	---	---	---	---	---		
用地取得					---				---				

第5章

事業整備計画

凡 例	
	: 業務委託
	: 工事

		安全	強靱	持続	環境	H44 R14	H45 R15	H46 R16	H47 R17	H48 R18	H49 R19	H50 R20	H51 R21
全体	経営戦略・ビジョン												
	事業認可申請												
旧簡易水道	三十三	浄水場ポンプ井_更新											
		送配水管											
		低区配水池_更新											
		高区配水池_増設											
		送水管_低区配水池～倉見配水池											
		倉見配水池_更新											
		老朽管更新											
	三方	横渡導水ポンプ場											
		松尾山浄水場_ろ過設備更新											
		松尾山配水池_増設											
		配水管_三方～向笠											
		新規配水管拡張											
		老朽管更新											
	西田	田井低区配水池_増設											
		世久見送水管_田井低区～P井											
		海越送水管_浄水場～配水池											
		海越配水管_配水池～主配水管											
		海越配水池_更新											
老朽管更新													
旧簡易水道	西浦	小川水源・導水管											
		小川送水ポンプ場											
		小川配水池_増設											
		神子水源中継ポンプ井_漏水補修											
		神子配水池_漏水補修											
		送水管											
		配水管_共同配水池～遊子											
		老朽管更新											
	消火栓												
	用地取得												

5.2 下水道 事業整備計画

現在若狭町では、17の処理区・地区（令和6年4月より16の処理区・地区）にそれぞれ処理場を設けて下水道事業を行っていますが、今後、人口減少による汚水量の低下、施設の老朽化に伴う更新及び維持管理費の増大することが予想されます。

そこで、処理区の統合を含め、既存施設（処理場、ポンプ場、管路）の必要な更新についても適切な時期に順次実施し、下水道事業を運営していきます。

（1）整備計画の期間

20年（施設統合の構想については30年）

（2）施設統合の考え方

施設を統廃合した場合と単独で現状のまま更新する場合とで経済比較を実施し、統廃合を行う場合が優位な処理区については、統合により事業の効率化を目指していきます。

（3）施設統合のイメージ

- 1) 第1期計画（R2～12） 17処理区 → 11処理区
☞ はす川西、世久見、遊子、神子、熊川、杉山の統合
- 2) 第2期計画（R13～21） 11処理区 → 9処理区
☞ 堤、上中鳥羽の統合
- 3) 第3期計画（R22～） 9処理区 → 6処理区
☞ 三十三、田井、野木の統合

（4）計画に対する概算事業費

単位：百万円

区分	第1期	第2期	合計
下水道	2,952 (1,289)	1,145 (231)	4,097 (1,520)

※（ ）は、施設統合関連の建設費

※第1期では、物価上昇の実見込みを反映した結果、前回ビジョンより事業費より増加

※第2期では、事業費の平準化を検討した結果、前回ビジョンより減少

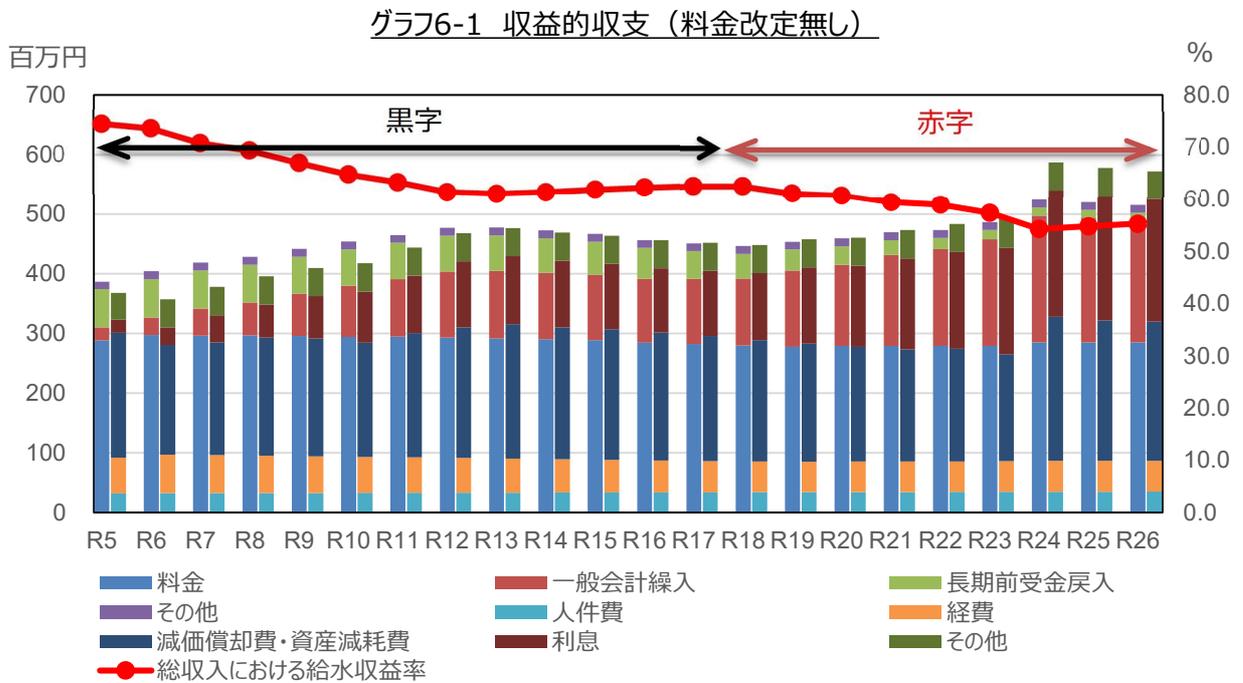
6.1 上水道 財政シミュレーション

給水人口推計、水需要予測および事業計画に基づき、財政収支の見直しを行いました。

(1) 現行料金維持ケース

① 収益的収支の見直し

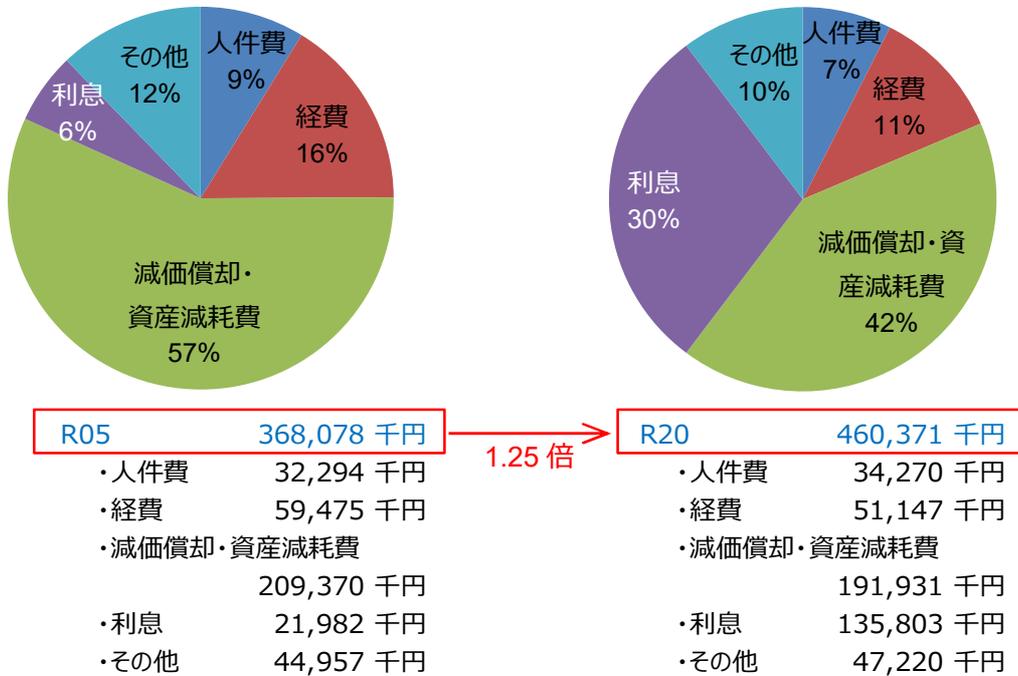
現行料金のまま事業経営を続けた場合、計画期間内は黒字となりますが、令和17年度より赤字になる見込みです。



② 収益的支出の内訳

収益的支出は、令和5年度実績値368百万円に対し、令和20年度は460百万円と1.3倍規模に膨れあがる見込みであり、その内訳として最も変化が大きいのは支払い利息です（令和5年度22百万円に対し令和20年度136百万円）。

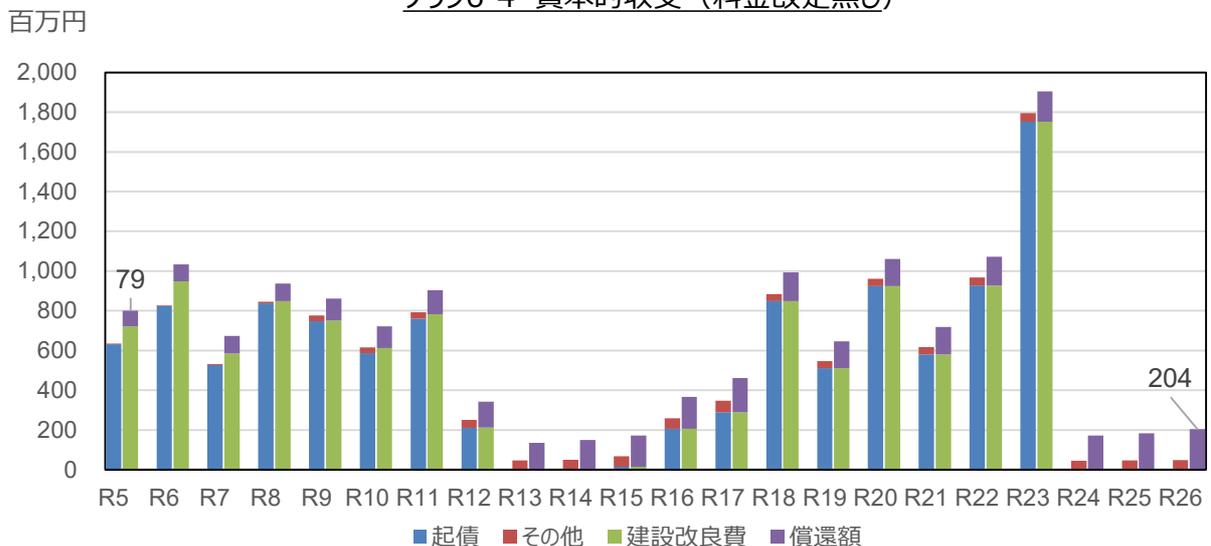
グラフ6-2 R05 上水道事業 収益的支出の内訳 グラフ6-3 R20 上水道事業 収益的支出の内訳



③ 資本的収支の見通し

現在行っている老朽化施設更新（耐震化）事業、施設統廃合事業など、その殆どの事業財源は起債（企業債、地方債、辺地債、過疎債）を充当しています。そのため、起債償還額が増加傾向にあることがわかります（令和5年度79百万円に対し、令和26年度204百万円）。

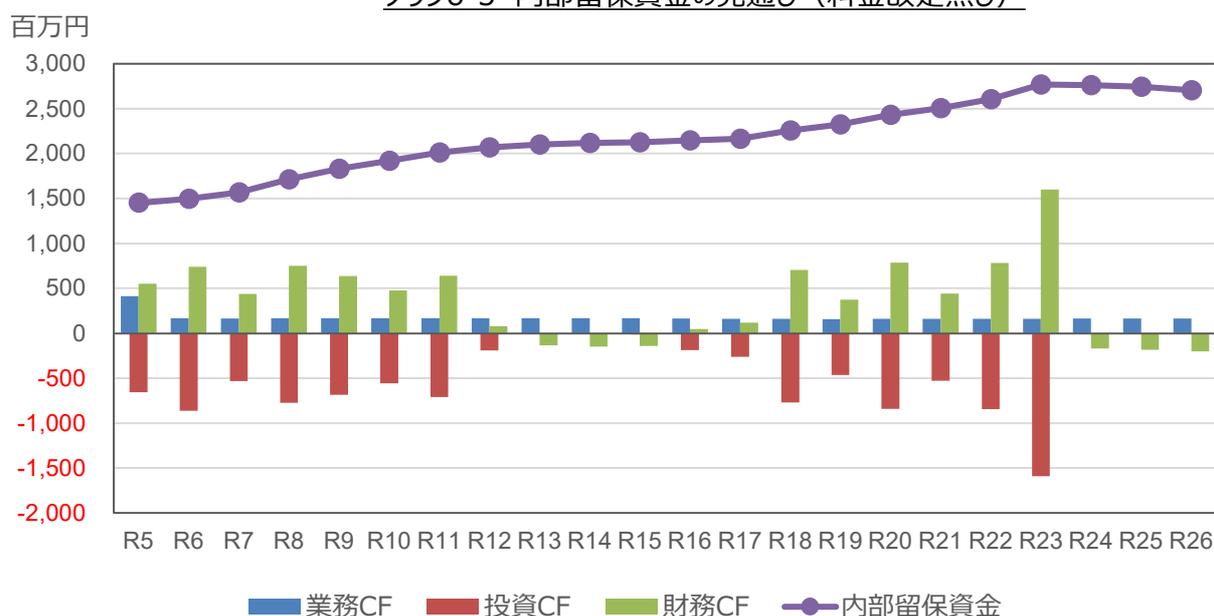
グラフ6-4 資本的収支（料金改定無し）



④ キャッシュフローの見通し

投資に対して起債を活用し、不足分は内部留保資金等補填財源措置を行います。
計画期間中に内部留保資金がマイナスに転じることはなく、水道事業経営が破綻することはありません。

グラフ6-5 内部留保資金の見通し（料金改定無し）



(2) 令和8年度料金改定ケース（現行料金20%UP）

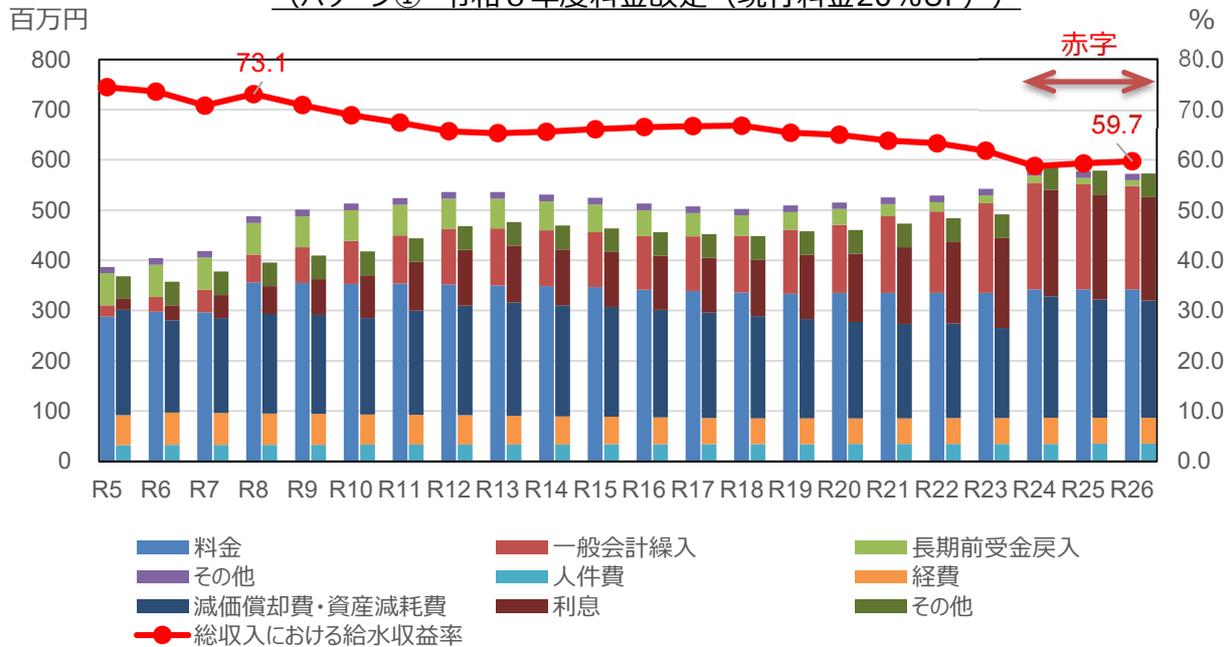
① 収益的収支の見通し

令和元年度ビジョン方針に基づき、令和8年度に料金改定を行った場合の収益的収支は、計画期間内は黒字となる見込みですが、令和24年度から赤字となる見込みです。

総収入における給水収益率は、令和8年度（73.1%）以降低下し、平成26年度には59.7%となります。

グラフ6-6 収益的収支

(パターン① 令和8年度料金改定(現行料金20%UP))

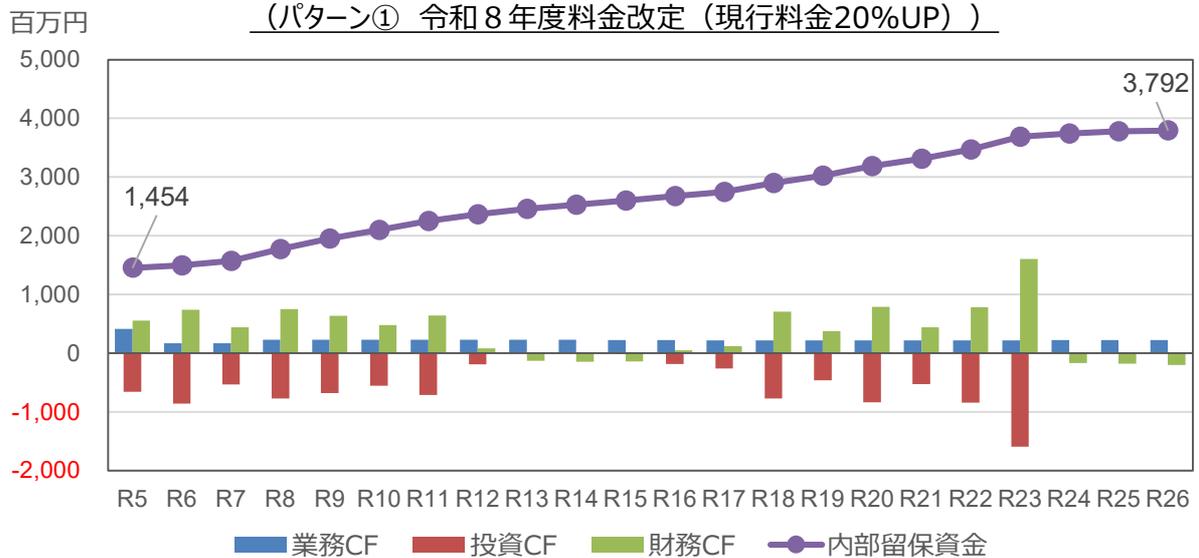


② キャッシュフローの見通し

計画期間中に内部留保資金がマイナスに転じることはなく、水道事業経営が破綻することはありません。また、令和5年度1,454百万円の内部留保資金が令和26年度には3,792百万円に増加します。

グラフ6-7 キャッシュフローの見通し

(パターン① 令和8年度料金改定(現行料金20%UP))



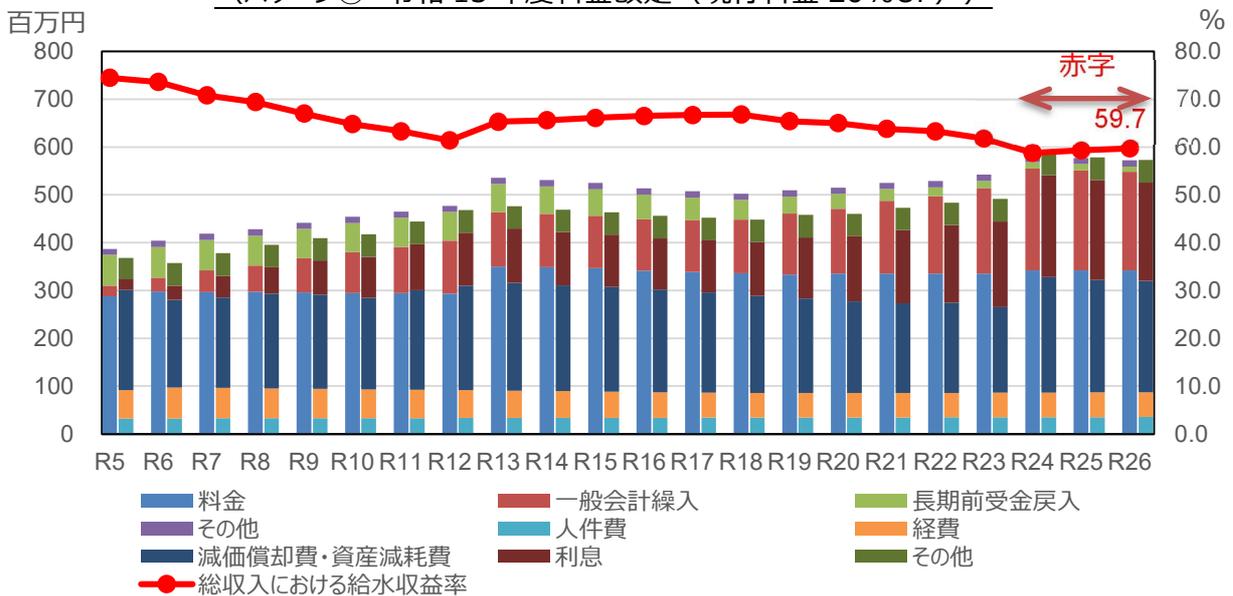
(3) 令和13年度料金改定ケース（現行料金20%UP）

① 収益的収支の見通し

令和8年度に料金改定を行った場合の収益的収支は、計画期間内は黒字となる見込みですが、令和24年度から赤字となる見込みです。

総収入における給水収益率は、令和6年度以降低下し、令和8年度から70%を下回り、平成26年度には59.7%となります。

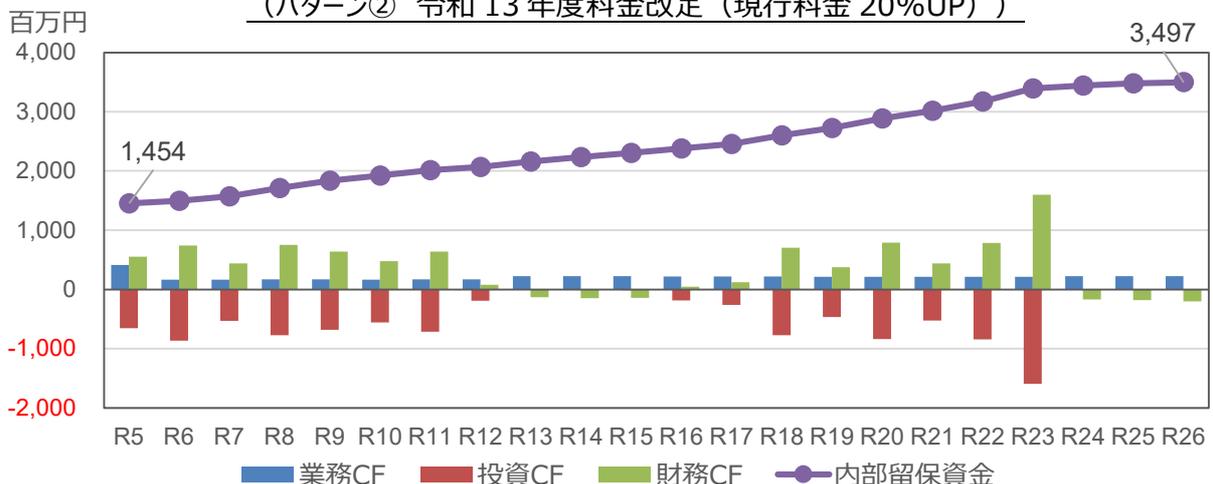
グラフ6-8 収益的収支
(パターン② 令和13年度料金改定（現行料金20%UP）)



② キャッシュフローの見通し

計画期間中に内部留保資金がマイナスに転じることはなく、水道事業経営が破綻することはありません。また、令和5年度1,454百万円の内部留保資金が令和26年度には3,497百万円に増加します。

グラフ6-9 キャッシュフローの見通し
(パターン② 令和13年度料金改定（現行料金20%UP）)

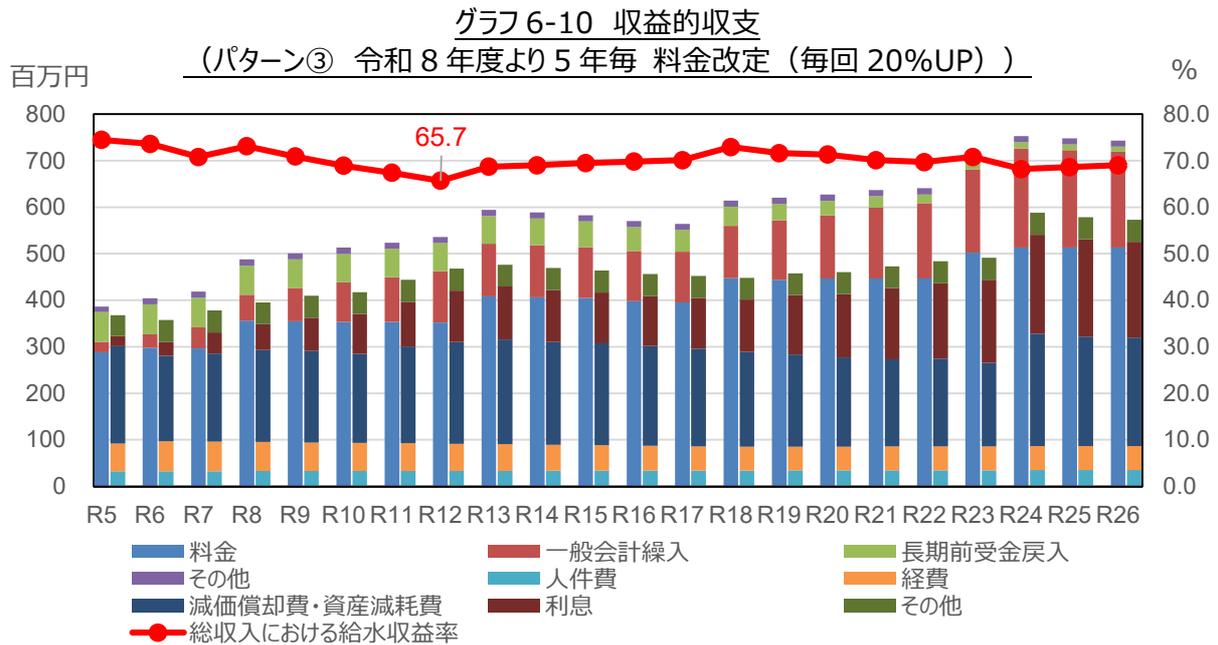


(4) 令和8年度より5年毎に料金改定ケース（毎回20%UP）

① 収益的収支の見通し

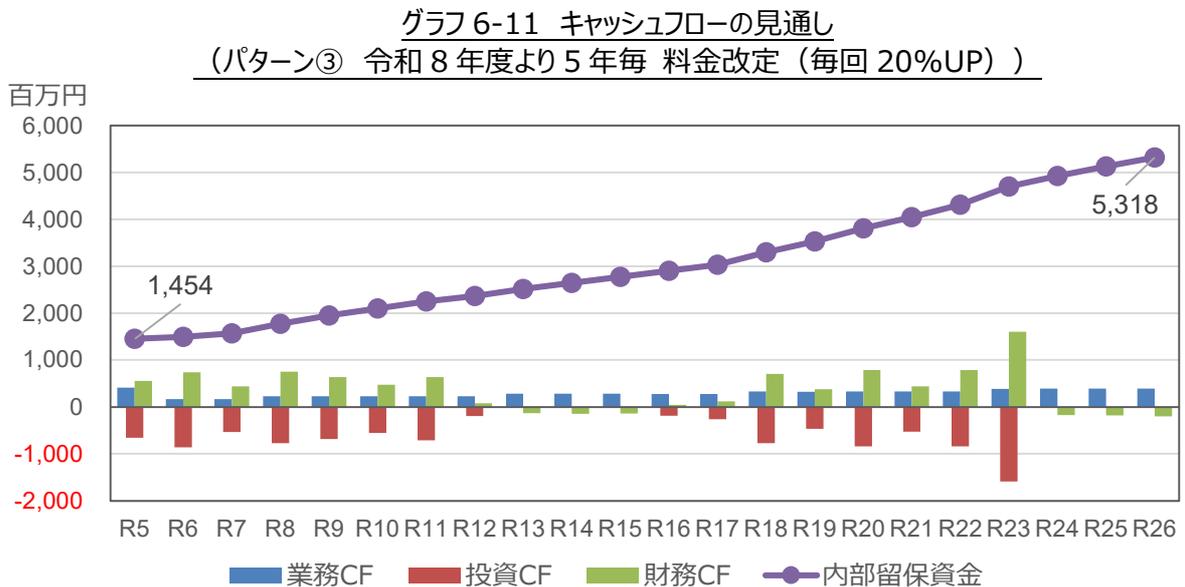
令和8年度、令和13年度、令和18年度および令和23年度に料金改定を行った場合の収益的収支は、計画期間ならびに令和26年度まで黒字となる見込みです。

総収入における給水収益率は、令和12年度に65.7%まで低下しますが、料金改定によって70%前後を推移します。



② キャッシュフローの見通し

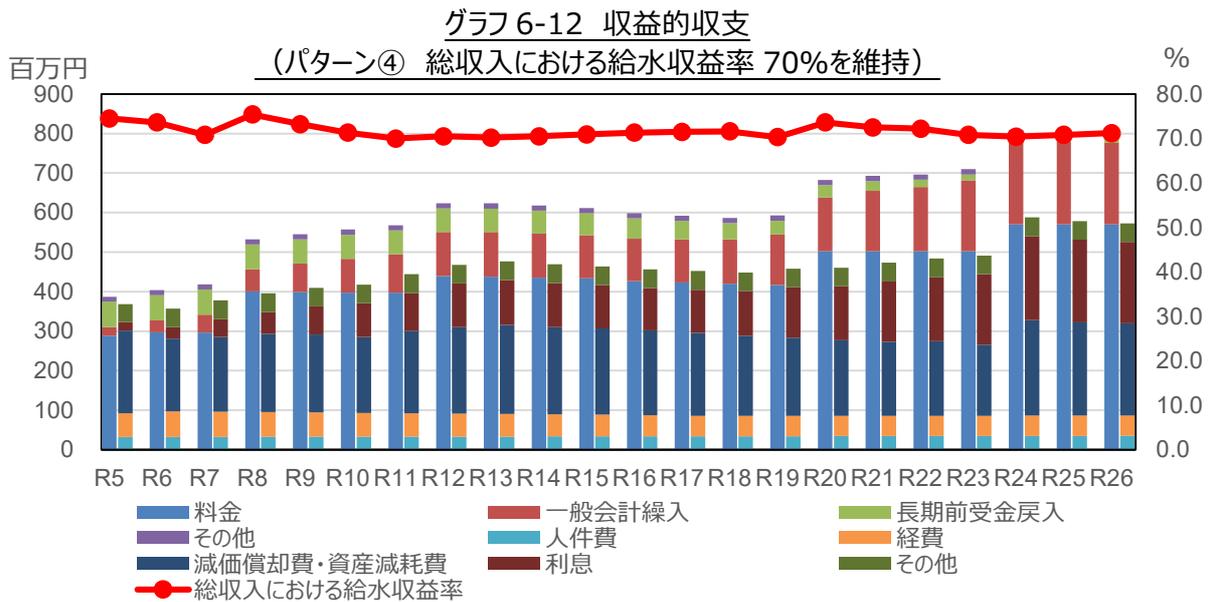
計画期間中に内部留保資金がマイナスに転じることはなく、水道事業経営が破綻することはありません。また、令和5年度1,454百万円の内部留保資金が令和26年度には5,318百万円に増加します。



(5) 総収入における給水収益率 70%を維持ケース

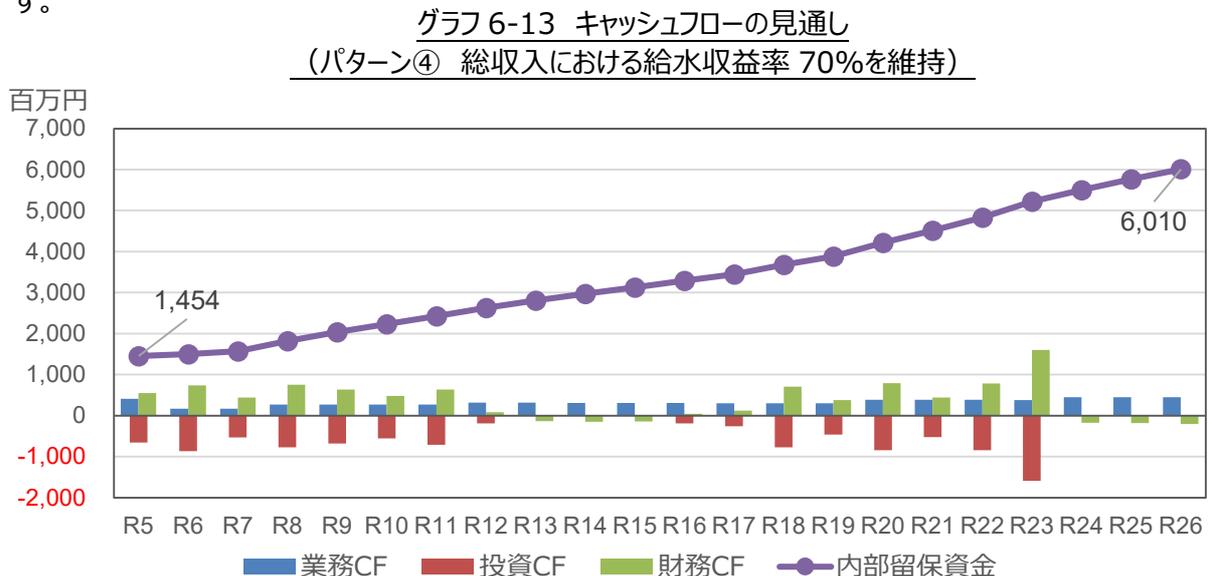
① 収益的収支の見通し

令和5年度の総収入における給水収益率は74.5%です。今後、給水収益率70%を維持することを前提とした料金改定シミュレーションを実施します（令和8年度、令和12年度、令和20年度、令和24年度に料金改定）。



② キャッシュフローの見通し

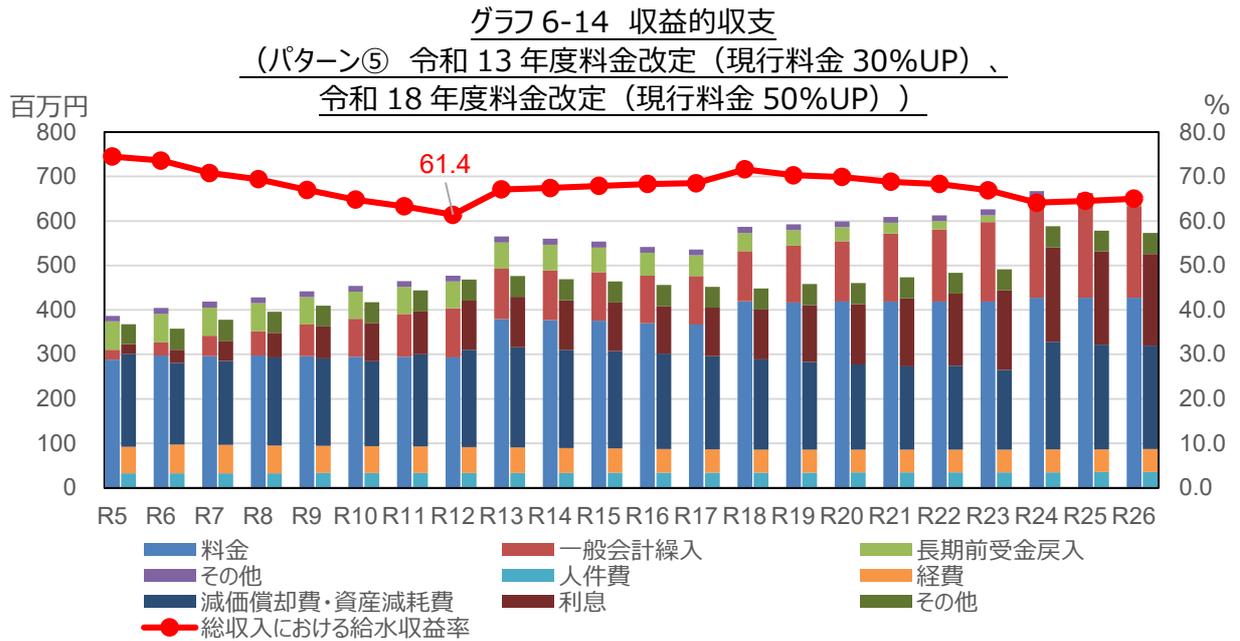
計画期間中に内部留保資金がマイナスに転じることはなく、水道事業経営が破綻することはありません。また、令和5年度1,454百万円の内部留保資金が令和26年度には6,010百万円に増加します。



(6) 令和13年度料金改定（現行料金30%UP）、令和18年度料金改定（現行料金50%UP）ケース

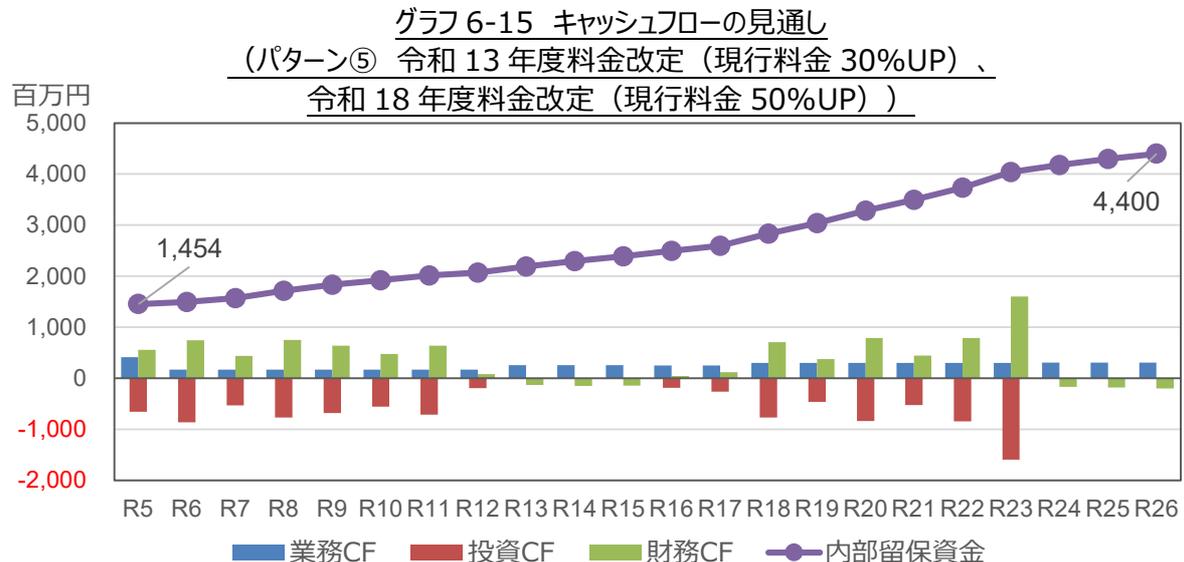
① 収益的収支

令和13年度および令和18年度に料金改定を行った場合の収益的収支は、計画期間ならびに令和26年度まで黒字となる見込みです。総収入における給水収益率は、61%から70%を変動します。



② キャッシュフローの見通し

計画期間中に内部留保資金がマイナスに転じることはなく、水道事業経営が破綻することはありません。また、令和5年度1,454百万円の内部留保資金が令和26年度には4,400百万円に増加します。



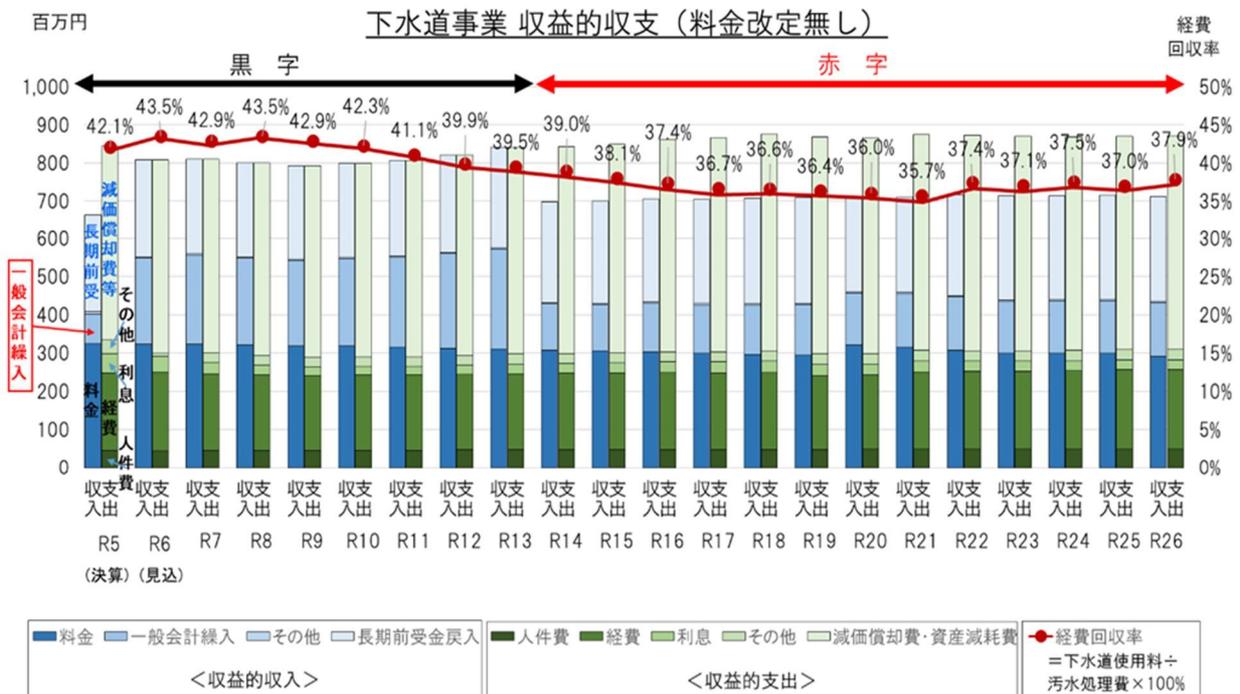
6.2 下水道 財政シミュレーション

接続人口、使用料収入及び事業計画に基づき、財政収入の見通しを行いました。

(1) 現行料金維持ケース

① 収益的収支の見通し

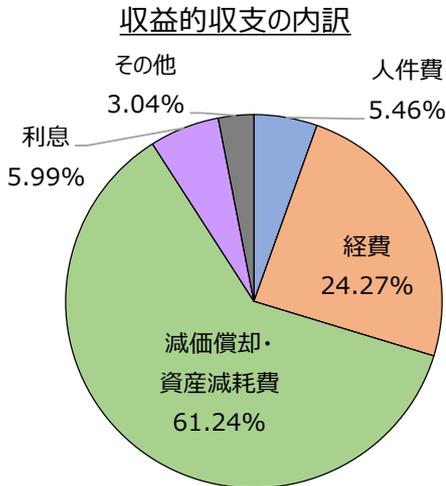
現行料金のまま事業経営を続けた場合、令和13年度まで黒字となる見込みですが、令和14年度より赤字になる見込みです。



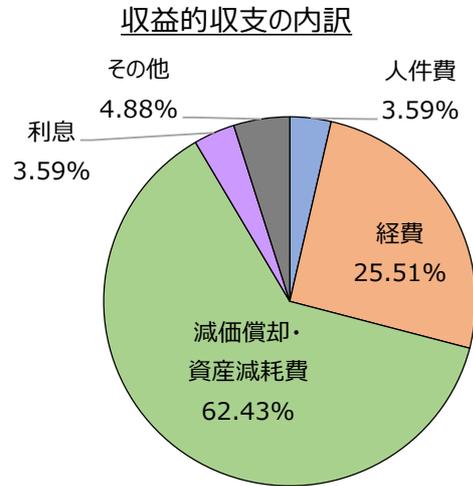
③ 収益的支出の内訳

収益的支出は、令和5年度実績値834百万円に対し、令和20年度は834百万円と33百万円増加の見込みであります。ただし、処理区統廃合による経費削減も考慮しているため、倍率としては1.04倍としています。

令和5年度 下水道事業（全体）



令和20年度 下水道事業（全体）



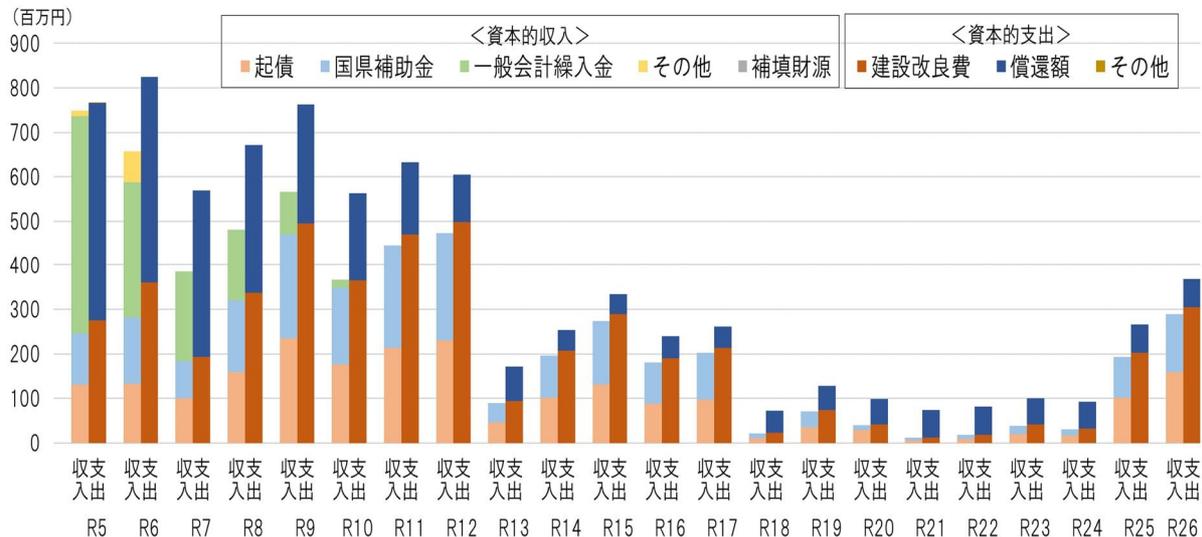
R5	834,129 千円	→	R20	866,770 千円
人件費	45,517 千円	約 33百万円up	人件費	48,133 千円 ↑
経費	202,447 千円	(1.04%倍)	経費	193,923 千円 ↓
減価償却・資産減耗費	510,815 千円		減価償却・資産減耗費	568,570 千円 ↑
利息	49,938 千円		利息	28,913 千円 ↓
その他	25,412 千円		その他	27,231 千円 ↑

③資本的収支の見通し

現在行っている施設統廃合事業の財源は、補助金及び起債を充当しています。

支出は、令和7年度まで建設当時の償還金が大きな割合を占め、令和8年度から統廃合整備及び処理場機能強化より建設改良費が大きな割合を占めています。

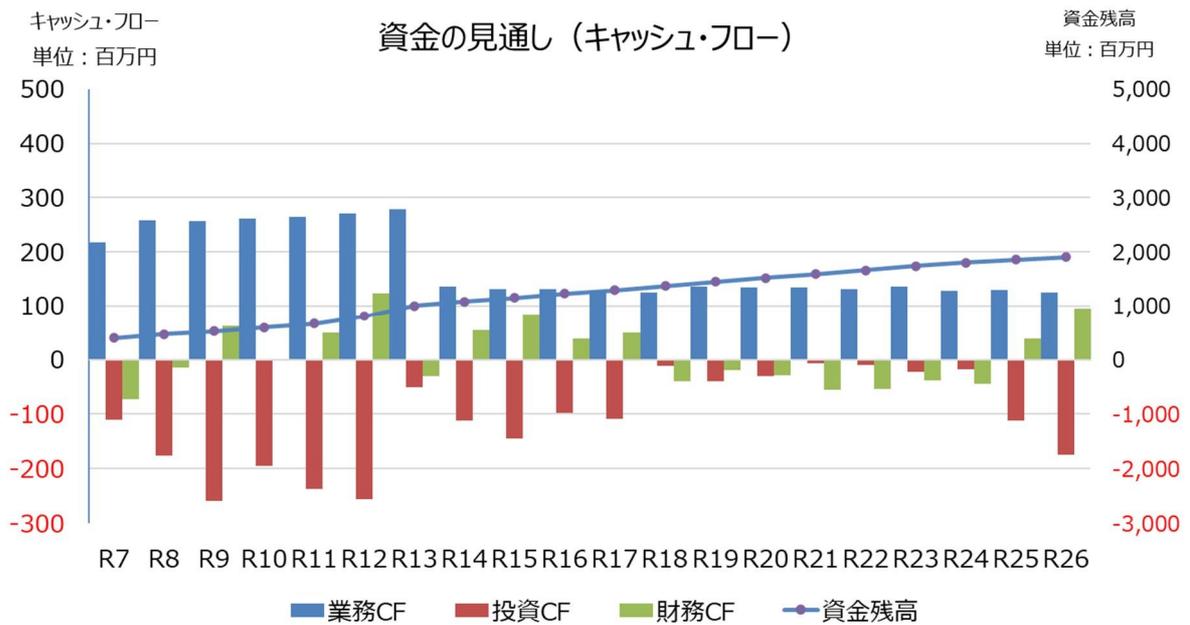
資本的収支の見込み



④キャッシュフローの見通し

投資に対して起債を活用し、不足分は内部留保資金等補填財源措置を行います。

計画期間中に内部留保資金がマイナスに転じることはなく、下水道事業経営が破綻することはありません。



6.3 上下水道 財政シミュレーションのまとめ

前回のビジョンでは、上下水道事業を将来に渡って維持するために、当時の上下水道料金に対し1.8倍～2.0倍以上とする必要がありながら、緩和的措置として段階的に令和3年度1.3倍、令和8年度1.5倍と改定していくことを方針としています。

【上水道】

今回、建設改良事業実績、令和3年4月料金改定を踏まえ、改めて必要な投資事業を再確認した上で行った財政シミュレーションからは、計画期間内の収益的収支黒字決算が見込めること、内部留保資金が向こう20年間（令和26年度）マイナスに転じないことが確認できました。

また、さらなる事業経営の安定化を図るため、料金改定時期、料金改定率など様々な条件で財政シミュレーションを行った結果、収益的収支黒字決算期間の延長、内部留保資金の増加が見込まれました。

今後も重要施策の実施状況、財政状況を定期的に確認・見直しながら、将来にわたって安定した水道事業継続のための努力を行っていきます。

【下水道】

下水道も上水道と同様に、令和3年4月使用料改定を踏まえ、改めて必要な投資事業を再確認した上で行った財政シミュレーションからは、令和13年度まで収益的収支の黒字と内部留保資金が令和26年度においてもマイナスに転じないことが確認できました。

ただし、下水道事業は、一般会計からの繰入により経営の運営ができていく状況（経費回収率約40%）であることから、下水道の経営戦略では、まず経費回収率80%を目標とし、一般会計からの繰入（町補助）を調整することにより、料金の上げ幅を緩和しながら、段階的に改定することとしています。

令和6年度 上下水道事業経営審議委員会において

審議の結果、昨今の物価高騰による社会情勢の中で上下水道料金の引き上げは延期すべきとの判断となり、改定の時期は令和13年度を目処としました（当初、令和8年度 料金改定予定）。

ただし、本委員会では、今後の上下水道事業を取り巻く環境および若狭町上下水道事業状況の変化に応じて、都度、料金改定に関して審議していくこととしました。

7.1 PDCA

本ビジョンの施策の実施にあたっては、PDCA サイクルによる進行管理を行い、今後の人口減少、事業の実施状況、国などの補助金採択状況など、様々な上下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、3～5カ年を目安とし、必要に応じて見直しを行います。

また、施策の進捗状況や財政シミュレーションによる経営状況の検証などを定期的に「若狭町上下水道事業経営審議委員会」などに報告し、委員会での評価や意見などを参考にしながら見直しを図っていきます。



「安全で安心な上下水道」に向けたロードマップ

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
建設改良事業	[Progress bar from R6 to R15]									
ビジョン	●					●				
経営戦略	●					●				
料金改定検討	●					●				

※料金改定検討については、第三者機関（令和6年度：上下水道事業経営審議委員会）で審議

※ビジョン・経営戦略・料金改定検討等を5年毎に検証・見直し



若狭町上下水道ビジョン

発行 : 若狭町 令和7年3月
企画・編集 : 若狭町上下水道課
住所 : 福井県三方上中郡若狭町中央1-1
電話 : 0770-45-1111 (代表)
<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp>



若狭町公式 LINE